

令和2年第3回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 令和2年 9月10日 午前10：00

○散 会 午後 3：28

○出席議員（17名）

1 番 鈴木 壮 二	2 番 戸 田 俊 樹	3 番 菅 原 理 恵 子
4 番 瓜 生 望	6 番 佐 藤 敏 雄	7 番 鑑 仁 志
8 番 中 川 光 博	10 番 佐 藤 義 久	11 番 伊 藤 正 吉
12 番 藤 原 典 男	13 番 堀 井 克 見	14 番 菅 原 秀 雄
15 番 小 林 悟	16 番 大 谷 貞 廣	17 番 児 玉 春 雄
18 番 西 村 武		

○欠席議員（1名）

9 番 澤 井 昭 二 郎

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	教 育 長 工 藤 素 子
総 務 部 長 菅 原 靖 仁	市民生活部長 菅 原 剛
福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法	産業建設部長 櫻 庭 春 樹
上下水道局長 渋 谷 一 春	教 育 部 長 伊 藤 貢
総 務 課 長 千 葉 秀 樹	企画政策課長 安 田 秀 樹
財 政 課 長 菅 生 司	学校教育課長 山 田 敬 輔
都市建設課長 畠 山 修	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健 二 議会事務局次長 鈴木 学

令和2年第3回潟上市議会定例会日程表（第2号）

令和2年 9月10日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、早朝より大変傍聴ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

なお、8番中川光博議員は、若干遅れるそうでございます。

また、9番澤井昭二郎議員からは、欠席の届け出がありますのでご報告を致します。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（西村 武） 日程第1一般質問を行います。一般質問については、1回目の質問は一括質問・一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めまして60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、1番鈴木壮二議員、3番菅原理恵子議員、11番伊藤正吉議員、12番藤原典男議員、10番佐藤義久議員、の順に行います。

1番鈴木壮二議員の発言を許します。鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦労様です。

それでは、通告書に従い一般質問を2点ほど質問させていただきます。

まずはじめに、「防災等に資する公衆無線LAN、Wi-Fi環境の設置の進捗状況と今後の計画について」でございます。

昨今、度重なる豪雨災害等により、河川の氾濫や様々な状況が頻発して起こるようになってきている状況にあります。いつ何どき何が起こるかわからないという状況下において、Wi-Fi環境の整備というのは必要不可欠であり、潟上市においても平成29年第4回定例会において、Wi-Fi環境の整備についてを一般質問させていただいたところ、耐震化非常用発電装置が確保され、バックアップ機能も備わっている公共施設への設置の検討を進めており、第1弾として市役所1階への設置を予定しているところでありますとし、防災拠点である本庁舎に整備、現在は4階まで設置していただき、またそのうち、トレイクかたがみにも整備していただきました。順次他施設への整備を進めていただいておりますが、今後も、さらにWi-Fi環境の整備をしていくべきという考えか

ら2点質問させていただきます。

①避難所、避難場所指定されている場所、小中学校、公民館、官公署へは設置されていますが、今建設中の市民センターや公民館等への整備計画は。

②タブレット端末を導入することにより効率性、利便性をさらに向上させ、防災等以外にも活かすことができると考えていますが当局のお考えは。

以上、2点についてご見解をお伺い致します。

2つ目。「高齢者福祉の充実のあり方について」でございます。

潟上市において、高齢者に対する福祉の充実度は、他市町村に劣ることのない充実度をみせています。在宅介護支援事業、介護予防、地域支え合い事業、老人クラブ活動支援事業、敬老式事業等々様々なものがあります。今回は敬老式事業について、高齢者の方々から福祉の充実のあり方についてご意見をいただいたので質問させていただきます。

報奨金、祝い金を下げてもよいから、入浴券の枚数増やお食事券、グラウンドゴルフ券、お買い物券などがほしいといった意見をいただきました。また、報奨金、祝い金をいただくのは嬉しいが、市の財政状況は大丈夫なのかなどのご意見もいただきました。一瞬クエスチョンマークがつかしましたが、私なりに総合的に勘案した結果は、満足度を求めているのではないのかという結論に至りました。潟上市とて潤沢にお金があるわけではありません。事業の持続可能性を模索しながら少しずつ縮小させ、満足度の向上を図っていく必要があるのではと考えています。

以上の観点から2点お伺いします。

①報奨金、祝い金のほかに入浴券1枚等を配布しているが、高齢者の方々からは、1枚ではなく老人週間にあわせて6枚ほしいなどの声をいただいています。それに対する当局のお考えは。

②社会実験的に、高齢者がどういった福祉事業を欲しているか。食事、グラウンドゴルフ、入浴、お買い物など、多目的に使える利用券が現状を知るためには必要なことだと思いますが当局のお考えは。

以上、2点についてご見解をお伺いします。

以上、檀上からの質問を終わります。

○議長（西村 武） これより当局より答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 1番鈴木壮二議員の一般質問の1つ目、「防災等に資する公衆無線LAN、Wi-Fi環境設置の進捗状況と今後の計画について」お答え致します。

ご質問の1点目、「市民センターや公民館等への整備計画について」お答え致します。

無線LAN設備については、今議会の補正予算に計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したWEB会議システム導入事業において整備を計画しております。補正予算を議決いただければ、設置を予定している施設としまして昭和公民館、飯田川公民館、図書館、学習館、レイクプラザ、天王総合体育館、昭和体育館、飯田川体育館、多目的交流施設を計画しております。これまで整備済みの施設としましては市役所庁舎やトレイクかたがみ等で、天王市民センター（仮称）につきましては建築の際に設置をすることと予定しております。

次にご質問の2点目、「タブレット端末の導入について」お答え致します。

タブレット端末は、インターネットから情報を得るための機器としては非常に優れております。また、WEB会議の開催や会議資料をペーパーレスにするなど、情報を見るという面では有効なものであると考えております。しかし、市の業務においてはタブレット端末だけでなく、同時に効率性及び利便性を向上させるための業務システムやサービスの導入及びそれに付随した取り組みが必要となっております。近年は、国のデジタル・ガバメントの取り組みもあり、各システム事業者が、タブレット端末の利用を想定した自治体向けの業務システムやサービスを順次展開しております。しかし、特定の業務に特化したもの、実証試験的な要素があるものなど、今のところ効率性及び利便性の向上につながる決定的なものはございませんので、引き続き調査、研究を進めてまいります。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） 1番鈴木壮二議員の一般質問の2つ目、「高齢者福祉の充実のあり方について」お答え致します。

ご質問にあります敬老式事業は、高齢者ふれあい交流支援事業として、高齢者が積極的に仲間づくりを進めお互いに交流を深めることにより、地域の人たちとの輪を広げ、心身ともに健康で生きがいをもって生活することができるよう支援することを目的に、市内に居住する70歳以上の方を対象に入浴施設及びグラウンドゴルフ場の利用券を配布し、国が定めた9月15日の老人の日から1週間の老人週間を利用期間として、平成26年度から実施している事業であります。その後、老人クラブ連合会や自治会等から、利用期間が1週間では短いという御意見が多数寄せられたことにより、平成29年度からは9月、1カ月間の老人月間を利用期間として実施しております。

これまでの利用状況でございますが、入浴施設の利用者数及び利用率が、平成26年度では、対象者数7,145人中利用者数が708人、利用率は9.9%、平成27年度では、対象者数7,234人中利用者数が789人、利用率は10.9%、平成28年度では、対象者数7,302人中利用者数913人、利用率は12.5%、平成29年度では、対象者数7,595人中利用者数が1,074人、利用率は14.1%、平成30年度では、対象者数7,884人中利用者数が1,102人、利用率は14.0%、令和元年度では、対象者数8,085人中利用者数が1,168人、利用率は14.4%となっております。

また、グラウンドゴルフ場の利用者数及び利用率が、平成26年度で289人、4.0%、平成27年度では272人、3.8%、平成28年度では269人、3.7%、平成29年度では324人、4.3%、平成30年度では383人、4.9%、令和元年度で380人、4.7%となっております。

入浴施設については、利用期間が長くなったことで利用率が若干伸びておりますが、グラウンドゴルフ場については、期間に関わらず利用率が5%未満と低い水準となっております。そのため、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入浴施設のみを対象に利用券を配布している状況となっております。

ご質問の1点目、「入浴券1枚ではなく老人週間にあわせ6枚ほしいなどの声に対する本市の対応」としては、先ほどご説明したように、利用率が14%前後となっている現状から、広くご利用いただけるようまずは事業の内容を知っていただき、利用率の向上に努めるとともに敬老事業として実施している敬老祝い金の対象年齢、金額等と併せて検討してまいります。

ご質問の2点目、「社会実験的に、高齢者がどういった福祉事業を欲しているのかについて」ですが、現在第8期潟上市老人福祉計画・潟上市介護保険事業計画の策定作業中ですが、高齢者の方々の日々の生活状況や健康状態のほか、高齢者福祉の充実に向けたニーズなどをまとめるため1,000人を対象としてアンケート調査を実施し、その結果に基づき、次年度以降の老人福祉事業の組み立てを行うこととしております。

また、多目的に使えるような利用券が必要なことだと思いますが、現状では入浴施設、グラウンドゴルフ場が利用された分を、施設使用料として市が指定管理者に支払う形を取っており、事業費は約90万円となっております。

ご質問のとおり、利用券の使用範囲を食事、お買い物などに広げた場合、金券的意味合いが強まり、利用券の発行自体が複雑となり関係する団体等も多岐に及ぶため、敬老事業としての実施は困難と思われまますのでご理解を願いたいと存じます。

○議長（西村 武） 1番鈴木壮二議員、再質問ありますか。1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） W i - F i 環境の設置状況今後の計画ですが、まず1つ目なのですが、私の想像以上のことをやっていただけるということで嬉しく思っておりますので、これからも宜しく願います。

2つ目に関しては、新顔だけでなくほかのこともいろいろありますので、まずこれからもご検討いただければと思っております。

1つ目はこれで終わりたいと思います。

2つ目。高齢者福祉の事業のあり方についてですが、1つ目の質問ですが、他市町村のように月5回まで無料とまでは言いませんが、まずこれまで潟上市にご尽力いただいた高齢者の方々に対して、入浴券1枚というのはいかがなものかと思っております。圧縮するところは圧縮して、手厚くするところは手厚くしていただければと思います。

先ほど、仲山部長の方から検討していただくということでしたが、検討するにしても前向きとか後ろ向きとかいろいろあるので、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまの再質問にお答えしたいと思います。

福祉のことをございますけれども、高齢者に限らず福祉全般に言えることなのですけれども、福祉の基本的な理念と致しましては、すべての人びとに人間らしい生活を保障する、これが行政がバックアップするというのがやはり福祉の理念の基本であると存じております。ご指摘のとおり、高齢者の方々が温泉や買い物を楽しむということも、人生を豊かにするためにも必要なものと認識しておりますし、また、仲間との交流や親睦を深めることも、社会とのつながりを保つためには必要なものと認識してございます。そういった中で、特に高齢者の方たちにつきましては、そういった余暇を楽しむ、趣味を楽しむということも重要でございますけれども、これもすべて健康があるがゆえの行いでございまして、福祉と申しますのは、そういった健康状態である場合にはさほど返しが無いと思っておりますけれども、いざ高齢の方々が何らかの事情によりまして障がい者になったり介護の状態になったりという場合に、最後のセーフティネットとしてそういった福祉行政のあり方があると認識してございます。そういった意味では、福祉の網から少しでも落ちることがないように、網の目を細かくしながら福祉行政を実施していくのがやはり行政のあり方だと認識してございます。ご指摘のとおり、敬老祝い金様々な形

で実施しておりますけれども、例を申し上げますと、77歳の喜寿の方には5,000円、88歳の米寿の方には1万円、99歳の白寿の方には2万円、100歳で10万円、そのあとは1年ごとに1万円という祝い金を支給してございます。当然、敬老の精神というのは大事でございますけれども、そういったものを差し上げるのがはたして敬老にふさわしいのかどうか、そういったものを含めまして、このあとの敬老事業等について、様々な分野から検討してみたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（西村 武） 1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） ありがとうございます。お話を聞いている中では、前向きに検討していただけると解釈致しました。

次に2番目の質問ですが、入浴券やグラウンドゴルフの券の利用率の低さからみても、これは一概には言えませんが、高齢者の方々の求める福祉事業も多様化しているのではと思いますが、当局のお考えはどのように考えているでしょうか。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

福祉に対する要求と言いますかニーズ、様々な分野に広がってございますが、先ほども申し上げたように、やはり様々な高齢者の方々の活動に支援をするということは大変重要と認識しておりますが、行政が行う福祉の観点からまいりますと、そういった余暇活動に重点を置いた支援が、このあとも必要なのかどうかということも当然議論に値するものと認識しておりますので、そういった意味では、困ったときにきちっとしたアフターフォローがあるのか、バックアップがあるのかというのがやはり行政として重要な点と認識しておりますので、そういった意味では先ほども言いましたように、来年度から第8期の高齢福祉事業計画がスタート致しますけれども、そのためのニーズ調査を実施しておりますので、そういった調査結果をもとにしながら来年度に向けて取り組みを進めていきたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（西村 武） 1番鈴木壮二議員。

○1番（鈴木壮二） ありがとうございます。第8期福祉事業計画介護保険事業計画を今策定中ということなので、アンケート調査等結果に基づきながら、これからの福祉事業などを進めていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（西村 武） これをもって、1番鈴木壮二議員の質問を終わります。

次に、3番菅原理恵子議員の発言を許します。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴席の皆様、足元の悪い中、早朝よりお疲れ様でございます。

それでは通告文に従い、私からは3点を質問させていただきます。

1点目。コロナ禍における諸施策について。

ウィズコロナ時代を見据えた政策ビジョン、秋田県におけるデジタル化の推進に関する緊急要望書を作成中の公明党秋田県本部では、今年の4月以降に、中小・小規模事業者や若年青年世代への実態調査を実施し、その結果に基づいた政策提言を行ってきました。そして今回、コロナ禍が突き付けたデジタル化の課題を解消していくため、県民、事業者、そして県内25市町村長へのデジタル化やDX、デジタルトランスフォーメーションに関する意識調査を行いました。その狙いは、この未曾有の感染症拡大による混乱の中で、県民の実態に即した政策実行を進めていくためです。ICT技術の進展に伴い、デジタルトランスフォーメーションを活用したビジネス展開へ世界が躍起になっております。経済産業省は、国内企業がDXを本格運用しない場合、2025年以降で年間最大12兆円の経済損失が生じるといい、2025年の崖問題を指摘しております。そしてコロナ禍によって、この動きはより迅速かつ活発になることが予測されます。行政における文章の作成や管理などは、定型化されたような作業も多くあります。近年の人手不足を鑑み、RPAに任せることで作業を自動化し、効率性を高めるべきと考えられます。今後は、RPAに加えてAIも取り入れ、まちづくり計画に生かすというようなことも進めるべきと考えられます。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、密を防ぐ新しい生活様式を築くため、地方移住を含めたビジネスや経済活動が動き出しております。内閣府は、将来を見据えた取り組みへの活用を促す観点から、政策資料集、地域未来構想20をまとめました。ここでは3密対策、発熱外来、行政IT化、教育、医療、新たな旅行など20分野での取り組みを例示しております。自治体はオープンラボ20分野のうち関心のある分野を選び、専門家とマッチングを図ることができます。本市では、情報システムクラウド化事業等、GIGAスクール構想等を本定例会に計上致しました。以上の事柄をふまえてお伺い致します。

①業務の自動化へRPA、ロボティク・プロセス・オートメーションやAI、人工知

能の導入に向けた取り組みについてはいかがでしょうか。

②行政サービスのデジタル化の基盤となるマイナンバーカード取得者は現時点では少数ではありますが、マイナポイント付与が始まり普及傾向にあります。そこで、マイナンバーカードを基盤とした行政サービスについてのお考えをお聞かせください。

③学校ICT環境整備等、また進捗度について。

GIGAスクールサポーター配置支援にICT技術員3名を配置することとしておりますが、文科省、学校における教育の情報化の実態等に関する調査によりますと、児童生徒のICT活用を指導することができる、ややできるとする教員の割合が、小・中学校で平成28年度68.9%となっております。操作に不慣れな教員や児童生徒をサポートする支援員導入の必要性についてと、教員研修と定期的実施する必要性についてはいかがでしょうか。また、パソコン導入時期、Wi-Fi接続時期等の進捗度についてもお伺い致します。

④3密対策などの新たな生活スタイルから見た消費喚起等について。

コロナ禍でお買い物も躊躇している、宅配サービスに頼るしかない等の声もあり、市内業者への影響もあるのではないかと危惧しております。我が自治会では、自治会行事を中止するにあたり役員会で検討した結果、県プレミアム飲食券を各家庭に2枚ずつ還元致しました。本市では、第1次補正で一律10万円の持続化給付金を支給致しました。その際、申請書に今後の市施策等参考のために記入くださいといったアンケート部分があり、今後の施策に期待しておりました事業主さんがいらっしやったことは言うまでもありません。市民が楽しみにしておりました市民参加型の行事等を取りやめております。市民にも喜ばれ、市内業者へつなげる消費喚起促進事業補助についていかがお考えでしょうか。お考えをお聞かせください。

大きな2点目。感染拡大防止対策に係る費用等の取り扱いについて。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る費用の設計変更時における積算上の対応について国土交通省は、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について」を4月20日、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る費用の設計変更時における積算上の対応について」を4月22日の事務連絡として関係部署に発信しております。前者には（1）感染拡大防止対策の徹底、（2）感染拡大防止対策に係る設計変更について示されております。後者は、感染拡大防止対策に係る費用の取り扱い等について示されておりますことから、以上のことを踏まえてお伺い致

します。

①現在、建設が進められています天王こども園（仮称）と天王市民センター（仮称）についてですが、感染拡大防止対策に係る設計変更の対応についてお伺い致します。

②新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で発生した費用については、通常の工事には含まれず特別に計上する費用として扱うことから、公共建築工事共通費積算基準の率による算定は行わないと事務連絡で示されておりますが、この扱いについてお伺い致します。

③今後新たに発注する事業及び更新する事業に対して、本市として基準となる新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を設計及び契約に追加するべきと思いますがいかがでしょうか。

大きな3点目。議事録作成支援システム導入について。

庁内で開催される各種会議の会議録作成は、職員の手作業によって録音データが書き起こされたり、外部に委託する形で行われてきました。国、地方自治体において百数十年にわたってこの手法が守られてきましたが、2000年以降衆参両院において、連記者の新規採用・養成が停止され、新たな会議録作成方法が模索されるようになりました。2001年衆議院で音声認識技術を用いたシステムが採用されることになりました。世界的にみても、国会の審議音声を直接認識するシステムは初めての事例だったといえます。導入に至った港区では、これまで約1時間の会議の議事録を職員が手作業で作成する場合、レコーダーの音声を少しずつ聞き取りながら文章化していくため、およそ3から4時間時間かかっていた作業が、システムを導入すれば100%の精度ではないにしてもかなり高い精度で自動化できる。導入前に、職員に採用試験という形で使ってもらったところ非常に好評で、90%の職員が導入して使いたいというアンケート結果が出て、かなり有効だと手応えを感じたそうです。音声認識ソフトと編集ソフトの併用で、従来の文字起こし作業に比べて2から3倍のスピードでテキスト化できる。議事録作成支援システムは、業務の効率化に効果があるのは明白だそうです。本市としても業務の効率化を図るため、議事録作成システム導入に向け検討してはいかがでしょうか。

以上、大きな3点、檀上からの質問とさせていただきます。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局から答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 3番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目、コロナ禍における諸

施策についてお答え致します。

ご質問の1点目、「業務の自動化へRPAやAIの導入に向けた取り組みについて」お答え致します。

DXとは、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるという概念のことを指し、2018年に経済産業省がDXを推進するためのガイドラインを取りまとめたことを契機に広がりを見せております。またDXを構成するものとして、これまで人の手で行ってきた仕事をロボットが代替する技術であるRPA、AIの活用が急速に進展してきております。

本市においてのAIの活用事例としては、先の特別定額給付金事業において申請情報を手入力したものと、AIを活用して申請書情報をデータ化したものを照合し、定額給付金の振込先口座等の確認作業を行いました。その作業を行う中で、AIがデータ化した結果は完璧ではなく、70%から80%程度の精度でありましたので、最終的に職員の見視による再確認作業が必要となり、AIが100%信用できるものになっていないことも事実であります。

RPAにつきましては、当初AIでデータ化したものをシステムに入力するために利用することを予定しておりましたが、70%から80%の精度では、そのまま利用できないため導入を見送っております。また、RPAを効率的に利用するためにはプログラミング的能力が必要であり、実際には手軽に利用することはできない状況となっております。さらに導入費用も高額であり、今回の特別定額給付金事業のように、国からの事務費を充当できる事業については導入できますが、一般財源で行う事業への導入については、精度及び費用面からもさらに調査、研究が必要であると考えております。

次にご質問の2点目、「行政サービスのデジタル化の基盤となるマイナンバーカードを活用した行政サービスについて」お答え致します。

初めに、マイナンバーカードの交付状況について申し上げます。マイナンバーカードの交付は平成28年1月に始まり4年を経過しておりますが、本年8月1日現在の本市における交付枚数は4,021枚、人口に対する交付率は12.2%となっております。ご質問の本市におけるマイナンバーカードを利用した行政サービスについては、マイナンバーカードの運用が始まった当初から、印鑑登録証としての機能をマイナンバーカードに持たせております。

マイナンバーカードを利用した行政サービスの1つに、コンビニエンスストアにおけ

る住民票等の発行があります。本市におきましても過去に検討した経緯がありますが、利用件数やコストの面から、当面は導入を見送ることとしております。

マイナンバーカードの多目的利用については、国においても利用環境の整備を図っているところであります。本市と致しましては、国の動向あるいは県内市町村の動向も踏まえながら、マイナンバーカードの多目的利用を検討してまいります。

次にご質問の3点目、「学校ICT環境整備等の進捗度について」お答え致します。

令和元年12月に文部科学省が策定した教育の情報化に関する手引の中には、教科等の指導におけるICTの活用や、教師に求められるICT活用指導力等の向上が盛り込まれております。これらを参考として活用しながら、教職員のICTを活用した学習環境の整備に対する意識の平準化を図り、教育委員会による講習会の開催など指導力の向上に努めながら、教育委員会と学校とが連携し、学校現場でのICTの効果的活用方法を検討してまいります。

配置を予定しているGIGAスクールサポーターには、購入端末の設定や障害対応のほか、教職員の研修として、機器の使い方の指導やマニュアル作成のほか授業における有効な活用方法の提案など、教職員の研修を行いスキルアップを目指すこととしております。

国の教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画で、ICT支援員を4校に1名配置することに対し地方財政措置を講ずることとされており、学校の意見を聞きながら配置についての検討を行うこととしております。また、特に導入当初は定期的に教職員への研修は必要と考えており、GIGAスクールサポーターが作成する研修資料を活用し実施するほか、市教職員研修会を開催するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等今後の変化に対応した講習、研修の検討も進めてまいります。

タブレットの導入は、今年度中の完了を目指して進めてまいります。校内高速ネットワークの整備については現在調査・設計を行っているところで、工事は主に冬休み期間を利用して行い、令和3年4月には全学年の平時の授業で活用できるよう準備を進めているところでございます。

次にご質問の4点目、「3密対策など新しい生活スタイルから見た消費喚起等について」お答え致します。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に係る影響についてのアンケートでありますが、現在集計作業中ではありますが、8月14日までの中間集計では、潟上市事業継続支援

金を申請した事業者797件の集計では、対前年と収入比較した場合、3割以上減収した事業者は50%と半分を占めており、新型コロナウイルス感染症による影響は多くの事業者に出ているとの結果になっております。また50%以上の減収は、飲食業などのサービス業が約4割を占めており、続いて建設業、卸・小売業となっております。さらに今後の見通しについての問いには、やや厳しいやかなり厳しいと回答した事業者は約6割となっている状況です。市と致しましては、今後の状況を注視しながら新しい生活様式による、より効果的な施策を商工会等関係機関と連携を図り検討してまいりたいと考えております。

なお、潟上市商工会では、新型コロナウイルス感染症の拡大により停滞している市内経済の活性化を目的に、7月4日から潟上市商工会商品券事業を実施しておりますが、3,671セットが販売され、市内事業者への消費喚起成果は得られたものと考えております。

続きまして一般質問の2つ目、「感染拡大防止対策に係る費用等の取り扱いについて」お答え致します。

はじめにご質問の2点目、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で発生した費用の取り扱いについて」と、3点目の「今後新たに発注する事業に対し、基準等の明記について」お答えし、前述の2点を踏まえてご質問の1点目の「現在建設中の天王こども園（仮称）と天王市民センター（仮称）について」、「感染防止対策に係る設計変更の対応について」お答え致します。

ご質問の2点目、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で発生した費用の取り扱いについて」ですが、菅原議員のご質問にもありますとおり、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については国土交通省から、行政はもとより、建設業者団体に対しましても同様に通知されており、受注者には、現場での適宜のマスク着用や消毒液の設置、現場の3密回避などを行うよう指導しております。

通常の工事の場合、労働者の安全、衛生に要する費用などを工事費に積算する場合は、菅原議員のご質問にもあります国の公共建築工事共通費積算基準に、見積りなどの積み上げによる算定又は工事費に対する比率による算定が示されております。また、設計変更をする場合についても、当初の算定方法と同じ方法で算定することと示されておりますので、当初比率により算定した工事は、設計変更の場合も比率により費用を算定することになります。菅原議員のご質問にありますとおり、4月22日付け国からの事務連絡

の、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算上の対応について」において、通常の工事には含まれず特別に計上する費用であることから、公共建築工事共通費積算基準の率による算定は行わないと示されておりますが、その後但し書で、防止対策費用等が必要となる場合は、受注者から提出される領収書や見積りにより受発注者間で協議を行い、これらの費用を計上すると示されております。また、請負比率も乗じないこととなっております。市では、受注者から感染拡大防止対策にかかる費用の取り扱いなどに関する申し出があった場合には通知のとおり、受発注者間で協議のうえ変更契約を行うなど適切に対応してまいります。

ご質問の3点目、「今後新たに発注する事業に対し、基準等の明記について」についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用については国の通知にあるとおり、本工事費とは切り離して、実際に発生した経費等による変更契約での対応が望ましいと考えております。

基準等につきましては、国から示されている建設現場、3つの密の回避等に向けた取組事例を参考に、引き続き受発注者双方において感染拡大防止対策を徹底してまいります。

ご質問の1点目、「現在建設中の天王こども園（仮称）と天王市民センター（仮称）について」、「感染防止対策に係る設計変更の対応について」お答え致します。

現在、建設が進められている天王こども園（仮称）と天王市民センター（仮称）については、秋田県内でも新型コロナウイルス感染症が発生する中、感染症予防には最大限配慮し工事を実施しているところでございます。菅原議員ご質問のとおり、新型コロナウイルス感染症対策のために、受注者が費用を要する場合として様々な取り組み例などが国土交通省から示されており、受注者にはマスクの着用、体温計の配備、リモートでの打合せなどに対応しておりますが、この件に係る具体的な協議には至っておりません。今後の感染症発生状況などを踏まえ協議が必要と判断された場合には、契約事項に則り協議を行い適切に対応してまいります。

続きまして一般質問の3つ目、「議事録作成支援システム導入について」お答え致します。

議事録作成支援システムについては、一般的に会議などにおける複数の発言を認識して前文テキスト化するシステムで、発言や会話をすばやくテキストに変換し、精度の高い議事録を効率よく作成できるといわれており、業務効率向上による働き方改革の推進

や、コンプライアンス強化等の利点をもたらすといわれております。

他県の自治体においては、業務の自動化へRPAやAI等の新たな技術を生かした取り組みの一環として、システム導入を検討しているケースがあります。一方では、震災復興事業の長期化や行政課題の多様化・複雑化による業務量の増加等に伴い、長時間勤務による業務遂行が恒常化していることから、AI技術を活用し業務の効率化により生産性の向上を図るため導入しているケースがあるようです。

本市の実情でございますが、議会事務局では、業務委託により会議録を作成していますが、全般的には諸会議、委員会に出席した職員が手作業で会議録の作成を行っております。

導入についてであります。職員の人材育成の観点から各種会議、委員会の担当職員が自ら会議録の作成や要旨をまとめる作業を行うことは、自らの研鑽にもつながるとともに業務に関わる知識を得るために必要なものとも捉えております。しかし、限られた職員数で高度化・多様化する行政事務の効率化を図ることは必要であり、今後、他自治体の先行事例や導入費用等を調査、研究してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員、再質問ありますか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 大きな1点目の①RPAとAIについて。AIについては、今回導入してみたけれど70%から80%の精度であったということで見送るといような形がありました。

県内市町村で大館市では、昨年度よりふるさと納税のデータ集計業務にRPAの実証実験を実施しました。年間作業時間を前年度の約7割に当たる132時間削減でき、本年度はマイナンバーカード更新等で実証実験を進めているそうです。定形業務を自動化するRPAを運用している自治体は増えております。秋田婚活支援センターでは、AIマッチングシステムを導入し、婚活がより便利に気軽に致しました。秋田県では、9月補正で行政情報の管理と行政事務の効率化を図るため、行政手続きデジタル化推進事業を計上致しました。今後、行政IT化の導入は加速を増していくことと思っておりますけれども、本市にとってRPAは、先ほどの答弁でさっきも言いましたけれども70%から80%の精度で見送ったということでありましたけれども、70%から80%の精度であってもその分業務の効率化を図れると思っておりますけれども、また検討についてのお伺いを再度致します。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

先ほどの答弁のとおりであります。精度が70%から80%となりますと、やっぱり最後職員の目視による最終確認等がありますので、やっぱり人件費がかかることが予想されますので、今後さらに検討しながら導入できるのかどうかを含め、費用等を考えながら検討してまいりたいと考えておりますので宜しくご理解をお願いします。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 最終チェックが入り人件費がかかるということでありました。でも削減はできると思います。それで、本格導入に至ったつくば市の事例を申し上げますと、RPA化により入力ミスが減少し、単純作業をRPA化することにより、職員は住民サービスに集中できることができた。研究結果をもとに5つの課で導入をすることにしました。職員は、業務時間の削減よりも操作ミスの削減、作業時間中に手をとらない効果をより実感し、時間の有効観点の点で高く評価しておりますということでありました。やはりこれ、RPAを用いることによって、業務の効率化を図れることは間違いありませんので、導入に向けた前向きな検討をお願いしたいと思います。再度答弁ありましたら宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの再質問にお答え致します。

菅原理恵子議員がおっしゃっている方向に世の中が向いていることは、これは間違いない。しかし、長期的なもの、短期的なもの、中期的なもので我々は考えていかなければならない。そして、今やるべきものとして、今回補正でお願いしている部分、クラウドであるとかそういったものについては、我々は今やるべきであろうということで導入を決定し、議会の方でご審議をお願いしているということでもあります。今縷々事例を述べていただいて我々も勉強になりましたけれども、こういった市町村の場合、こういう新しいシステムを導入する場合には、その市町村の規模というものがどの程度効率性、生産性が上がるかということを決められる場合があります。30万の都市とそれであれば業務量は莫大に上り、些末な作業とは言いません、細かい作業もたくさんあります。しかし、私ども三万数千の自治体がそれを導入する場合は、やはりそういった規模間というものも慎重に検討していかなければならない。ご案内のとおり、霞が関の各府省は全くそれぞれのシステムを持っています。実は統一化されておられません。それで今般、コロナでIT化が進んでいない行政の方がと、まず国からということで、その共通化を図

るために数十億円かかるそうです。このコストを我々はどう見るのか。今までも多額な費用をIT化には費やしております。ですので、私は方向性としては全く賛同するものでありますが、それを我々はこれから国あるいは近隣の市町村等の動向も参考にしながらも、我々の規模感で一体どこが適当であるかということを検討していかねばならないと思いますので、引き続きまた研究を進めさせていただきますとともに、ご意見を賜りたいと考えております。

以上であります。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 市長、ありがとうございました。

1点目の③に移りたいと思いますが、学校ICT環境整備等についてでございますが、Wi-Fi環境に関しては、冬休み期間を利用して工事を進めるということでありました。このパソコン導入時期、年度内を見越してということでありましたけれども、このタブレットであったりパソコンであったり、GIGAスクール構想に関与した製品が各メーカーから次々と発表されております。タブレット会社では、自然故障に対して3年間の無償保証を提供するなど保証面を充実させたものなど、本市にあわせた製品が選べるのは早いうちに契約を結ぶという形でないとできないと思いますが、せめて小学校高学年から中学校までは、来年度からは本格導入できる仕組みづくりが大切だと思っております。早期導入については、やはり契約時期というものが必要になってくると思えますけれども、これ契約時期についてはいつごろとお考えでしょうか。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

契約時期の予定ということですが、まず、タブレットの購入につきましては、このあと予算を議決いただくと、購入にかかる起案、入札の実施となるわけですが、予定価格が2,000万円を超える予定となっておりますので、潟上市議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして、議会の議決が必要となっております。また、タブレットの受注生産ということも想定されます。また、納品後の設定も必要なこととなっております。契約時期に関しましては、早くて10月の下旬か11月の中旬になるかと想定しております。

以上であります。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 契約に対しては来月中にということでありました。やはりこれ、全国的に推し進めているものでありますので、いち早く手を上げなければ、先ほども申し上げましたとおり、機材、タブレットだとかパソコンはいいものを選ぶことができなくなるという危惧もされますので、いち早く契約に結びつけた臨時議会でも開きながら推し進めていただきたいと思います。この点については結構です。

このところで、それこそ支援員導入についてでありますけれども、教育委員会等で検討しながら推し進めていくというような答弁でありましたけれども、7月20日付けの教育新聞の中に、さいたま市教育委員会と大阪市教育委員会の事例が出ておりました。これは大阪市では、試験的に7月4日に一部の学校で試験的に実施したところ、やはりカメラのピントが合わない、マイクの音声、音量等がうまくいかないということで苦労したということで、担任1人では負担が大きい、操作に不慣れな教員や子どもをサポートするICT支援員が必要になるということが判明したそうです。その点について、先ほどちょっと私の聞き漏れだったのかもわかりませんが、このICT支援員が必要となるということで本市として採用するかしないか、再度お答えいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問のICT支援員の関係についてご説明申し上げます。

はじめに、GIGAスクールサポーターとICT支援員の必要性についてというか、その2通りの関係についてご説明させていただきます。

GIGAスクールサポーターが、タブレット等導入初期における技術的な支援を行うのに対しまして、ICT支援員は、授業や公務の支援、日常的な環境整備など、ICTの活用を支援するものであります。GIGAスクールサポーターは、ICT機器の環境整備、使用についてのマニュアル作成と学校に対する周知徹底など、広い視野からICT環境整備全体を見渡せる能力と、ICTの専門的な知識が必要となっております。ICT支援員につきましては、タブレットの教育的活用を踏まえて支援を行うため、学校教育や授業そして子どもたちの学びについての知識が必要となっております。

GIGAスクールサポーターとICT支援員の必要性については、ただいま申しましたとおり、大きく分けてタブレット等の初期導入の部分とその後のICT活用期の2段階であると考えておりますので、当然、ICT活用期である後半部分につきましては、I

ＣＴ支援員の活用を我々は当然考えております。また、この分の支援につきましては、国からの財政措置もあるということでありますので、その部分も活用しながらＩＣＴ支援員を導入していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 導入に向けて検討中ということでありましたので、大きな1点目は終わりたいと思います。

大きな2点目、感染拡大防止対策に係る費用等の取り扱いについて。これは、申し出があった場合変更するなど、適切に対応していくというような答弁でありましたので、これは了解致しました。

大きな3点目。議事録作成システムについてでございますけれども、これもやはり行政ＩＴ化だったので、大きな1点目で取り上げればよかったなと思っております。まず通告文にて港区の例をあげて、システムを導入すれば100%の精度ではないにしても、基本は業務の効率化は明白だそうです。また愛知県東郷町では、会議録を作成する際、時間の長い会議では膨大な時間をかけて作成している、前年度は約1,150時間という膨大な時間を要していることが判明し、議事録作成システムを実証実験したところ数分で完了、方言などについても、事前に登録することで対応が可能だそうです。議員の事務負担軽減を寄与する可能性があったことを認めておりますことから、本市でも来年度なのですけれども、実証実験に向けた取り扱いについてお考えはいかがでしょうか。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

今少し議員が言われたことで安心しているところはありますが、方言も解読できると。実はこのご質問が出たときに、今スマートフォンでも音声認識があるわけで、方言で、いわゆる秋田弁でやったらどうなるのと各部長に聞いたら、全然だめだという声がありました。ただ、そういうものもたぶん進んでいっているだろうなというようなことがあります。このご質問、最初のいわゆるＩＴ化のことと関連はあるわけですがけれども、そのこととも関連しますけれども、いわゆる我々市役所の職員の人材育成というのをどう考えるかということです。いわゆるその先ほど言った細かい作業であるとか、些末と思われたり、いろいろ単純な作業もあります。しかし、実はそういう作業が職員を成長させているという面は、私は否めないのじゃないかなと思います。私が尊敬する方に、雑

事や細かいこと細事を成し遂げられない者が大事、いわゆる大きなことを成し遂げられるわけがないということをおっしゃられました。私は、その言葉をととても大切にしています。ただ、議員言われたとおり程度の問題がありまして、じゃあ毎日毎日10時間に及ぶような会議の、それもその議事録を、今後見たこともないようなことをやるということが、はたして職員たちにとって、いわゆる満足感であるとか仕事の達成感であるものかなということも一方においては考えるわけです。ですからここはやはり程度の問題で、我々はそういったものが人材育成という面も考えたうえで、こういう音声議事録というものがもし必要になってきて、コスト面においても折り合いがつくということであれば、私は導入にはやぶさかではありませんが、今言った実証実験するのにいくらぐらいかかるかというコスト計算まではさせておりませんので、そういったものをさせたうえで検討してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 手作業で人材育成の観点から知識を高めるにしても必要だと思う、仕事の達成感からいかなものかというようなご答弁をいただきました。やはり、手作業でやることも必要かとは思いますが、やはり議事録作成で時間が要して、議会に関して休会日が長くなったりというような面もあると思うのです。やはり、これは作業の効率化からはかっても必要だと思いますので、実証実験に向けてのコスト面がどのくらいかかるかということでありましたので、ぜひコスト面を考慮していただきながら実証実験に向けていただければ幸いです。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって、3番菅原理恵子議員の質問を終わります。

ここで15分まで休憩します。

午前11時07分 休憩

.....
午前11時15分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番伊藤正吉議員の発言を許します。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 私からは、通告に従って2つの項目について質問したいと思いますので宜しくお願いします。

まず1つ目は、「コロナ禍における生活困窮者、低所得者に対する経済支援につい

て」お伺いします。

新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、国、県、市町村がそれぞれ知恵を絞り、各種の支援対策が実施されてきました。国においては当初低所得者層に向けて、一律30万円の特別定額給付金の支給予定から一転し、全国民に1人当たり10万円の特別定額給付金、企業等の事業所に対しては持続化給付金、雇用調整助成金等を実施。秋田県においてはプレミアム付き宿泊券、飲食券の発行、経営安定資金等を実施しております。そして本市においては、市長は当初、各事業所支援について一律では不公平感があるとし、支給しないという考え方のようにでしたがそれが一転し、6月より市内の商工業者すべての個人事業主を含む事業所に対して、制限なしで一律10万円の支援金を決定しました。私はこれについては、不公平感があると感じておりました。さらに8月に入ってから、市外に事業所がある市内に居住の個人事業主を対象に10万円の支給と拡大して実施しております。これについては補正予算もなくまた議会に報告がなかったので、報告があってもよかったのではと考えております。これまでに実施されたこの2つの対象事業者数と申請された事業者の実績の数がいくらか、それぞれお知らせ願いたいと思います。

またこの度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について全員協議会を開催し、新しい生活様式を見据えた未来への対応分ということで、その中身は全部で14項目にわたり、それぞれ予定されている事業についての説明がありました。今定例会の補正予算にも出ております。総額約5億4,400万円であります。ほとんどの事業が今すぐやらなければならないという緊急性がなく、将来予想される対応への事業であったのではないかと考えています。各部内、担当課において充分検討されたことと思いますが、今回は、多額のこの交付金を活用してこれまでできなかった事業、またこれから予想される事業への配分で、庁舎内のソフト事業、学校、各施設の整備など、どちらかという内向きの事業配分にはいささか驚きました。それはそれで理解できることもありますが、今回の地方創生臨時交付金の活用が可能な事業の内容の中身をみますと、幅広い分野での活用が可能となっております。各自治体の判断により、地域の実情に応じて必要な取り組みを行ってくださいとあります。このコロナ禍の中で、なぜ市民に目を向けなかったのか、市民が今一番今困っていることに直結する予算配分がなかったことはとても残念です。

私は、まず生活困窮者、低所得者への支援が一番必要と思います。要保護世帯、準要保護世帯、年金だけの高齢者世帯、障がい者を持つ世帯、在宅介護世帯、施設入所世帯、

ひとり親世帯、非正規雇用世帯、パート・アルバイト世帯、働く機会を失った失業者、生活費が足りなくて社会福祉協議会から助け合い資金を借りた人たちなど、生活保護まではいかなくても、それに近い環境で生活をしている世帯はたくさんいると思います。そういった生活困窮者、低所得世帯に対して一律10万円の支給をすべきではないかと思えます。こういった人たちへの経済支援が今一番必要だと思います。市長、今回予定している事業の一部を停止してでも、または変更、追加してでも、市民の皆さんへの直接の支援の方が大事であり大切であります。住民福祉向上のため必要なことと思えます。市長の考え方をお聞かせください。

2つ目は、「公共施設等総合管理計画の推進について」であります。

合併から15年が経ち、国の合併に伴う特例債や交付金もなくなり、これからが正念場だと思います。国の高度経済成長が続いた昭和40年代、生産人口が増大し、各地域に公共施設等が建設され繁栄を築いてまいりました。しかしここに来て、その施設等の修理修繕または更新など維持管理が全国的な課題となり、総務省より公共施設等の適正管理の推進のため、平成26年に公共施設等総合管理計画策定の要請がなされました。それに基づき、本市においても公共施設等総合管理計画並びに個別施設計画について平成29年3月に策定されました。この計画書は、施設を取り巻く現状や将来にわたる課題等を調査し、中長期的な視点で施設の今後のあり方について検討されております。全国的な現状であります少子高齢化と人口減少化の社会にありまして、また本市においても同様に、少子高齢化と人口減少がさらに進んでまいります。加えて社会保障費の増大、インフラの整備、税収の減少が想定される状況の中で、市の財政は厳しさが一層深刻なものになると想定されます。そうした状況を踏まえ、公共施設等総合管理計画に基づき、市民の声を聞きながら策定されました、公共施設等総合管理計画並びに個別施設計画につきましては、実に詳細に調査され整備されております。そこで今後はこの計画書に基づいて、いかに実践、実行していくかが課題であります。地域の全市民の皆さんにどのように理解をしていただきまた納得していただき、ご協力をいただき進めていくのが大事であります。市民の皆さんには多かれ少なかれ傷みが伴うこととなりますので、相当の難しい問題が待ち受けていると思われまます。しかしこの計画書については、現状にとらわれず将来をしつかり見据えたうえで、市民の皆さんの理解を得ることが一番大切なことと思えます。また本市の将来のため、この計画書案に基づいて、推し進めていく気構えと具体的な取り組みとその方策についてお伺いします。また市長より、実施に向けての決意

のほどをお聞かせ願いたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは11番伊藤正吉議員の一般質問の1つ目、「コロナ禍における生活困窮者、低所得者に対する経済支援について」お答え致します。

ご質問の、これまでに実施されたこの2つの対象事業者数と、申請された事業者の実績の数はいくらかについてお答え致します。

はじめに、2つの対象事業者数についてお答え致します。

対象とする市内の事業者数は1,130件で、市外に事業所を有する事業者数は416件であります。

次に、事業者からの申請実績についてお答え致します。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策渦上市事業継続支援金は、市長の行政報告では8月28日現在で929件と報告をしましたが、8月31日現在で971件、支援の金額は9,710万円となっております。

申請の内訳でございますが、市内に事業所を有する法人が335件、市内に事業所を有する個人事業者が591件であります。また8月3日から拡充しました、市民で市外に事業所を有する個人事業者からの申請は45件となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業についてお答え致します。

この度の、国の第2次補正予算で示された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る本市の交付金充当の考え方につきましては、先日の全員協議会でもご説明させていただきましたとおり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱に掲げられている地方自治体が、それぞれの地域の実情に応じてきめ細やかに実施する必要な事業という観点から、渦上市においては特に新しい生活様式を見据えた未来への対応分、つまり今後の感染対策への備えに重点を置いた事業配分と致しました。今後の新型コロナウイルス感染症の終息状況が見通せない中、将来に備えが早急に必要であるとの観点から、これら事業の緊急性及び重要性は高いものと考えております。

次に、生活困窮者、低所得者への支援についてお答え致します。

本市では、平成27年度より生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者相談支援員を

配置し生活困窮者の相談に対応しております。3月以降のコロナ禍によって相談が増加すると予想されたため、6月には相談員を1名増員し対応してまいりました。この間、雇止めや失業などにより賃貸等の住宅を失う恐れが生じた困窮者には、住居確保給付金につなげるなど相談内容により関係各課と連携し、問題解決に向け支援してまいりました。社会福祉協議会とも連携のうえ相談者の支援にあたっておりますが、コロナ禍により少額貸付の要望が増加したことなどから、たすけあい資金の原資不足が懸念され、5月にはたすけあい資金の原資として社会福祉協議会に150万円を交付しております。さらに子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給している中学生までの児童がいる世帯に対し、児童1人につき1万円を、子育て世帯臨時特別給付金として支給しております。また児童扶養手当を受給しているひとり親世帯には、ひとり親世帯臨時特別給付金として、基本給付の5万円に2人目からは3万円を加算し8月末に支給しているほか、コロナ禍により収入が減少した世帯には、追加給付としてさらに5万円を支給する予定となっております。この度の新型コロナウイルスの影響により、多くの方が経済的にもまた精神的にも不安を抱えていることと思われまふ。相談者に寄り添い、一つひとつの相談に真摯に耳を傾け、今後も住民福祉の向上を目指し丁寧な対応を心がけてまいります。

今回予定している事業を停止してでも生活困窮者、低所得者に対して、一律10万円の支給をすべきではないかにつきましては、今後の経済状況に注視しながら判断してまいりたいと考えております。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 11番伊藤正吉議員の一般質問の2つ目、「公共施設等総合管理計画の推進について」お答え致します。

鴻上市公共施設等総合管理計画は、市が所有する公共施設等の状況を把握し、中長期的な視点で更新や統廃合、長寿命化などの基本方針を示すことで、将来の財政負担の軽減や公共施設の最適な配置を実現することを目的として、平成29年3月に策定しております。またこの総合管理計画の内容を踏まえ、個別の施設ごとに効率性、必要性を十分に考慮しながら効果的な管理運営を実施し、将来的な人口規模・財政規模にふさわしい持続可能な公共施設等の維持を実現することを目的とした個別施設計画を、昨年11月に策定しております。

個別施設計画の策定にあたっては、市民の皆様からも関心をもっていただくため、市

の広報に見開き1ページで3回にわたり特集を組んで周知を図るとともに、市民アンケート等を実施し策定しております。

個別施設計画の計画期間は、令和元年度から30年間とし、それを10年ごとの3期に分け、それぞれの期間で各施設ごとに更新や統廃合、長寿命化など、今後の方針や方向性について示しております。

現在、多くの公共施設は建設から相当な年数が経過し、計画的な維持修繕に加え、大規模改修及び建て替えなどの対応が必要ですが、今後、人口減少や少子高齢化などに伴う市税収入の落ち込みや社会保障費の増加などで厳しい財政状況になることが見込まれており、本市が持続可能なまちであり続けるため、先を見据えた身の丈に合った公共施設数にしていく必要があります。

今後は、施設を所管する各部署において、個別施設計画に基づいて進めていくこととなりますが、地域への影響が大きい施設の統廃合を進める際には、地域の皆様に今後の潟上市の人口推計や財政の見通し等を説明し、ご理解を得られるよう努力してまいりたいと考えております。また、毎年効果的な計画の推進がなされているか、計画の達成状況はどうかなど、内容を検証して適切に進捗管理を行うことにより取り組みを進めてまいります。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員、再質問ありますか。11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） まず1つ目の、コロナウイルス感染症対策に伴う生活困窮者支援についてでありますけれども、国が当初、低所得者へ30万円の支給が予定されておりましたけれどもそれがなくなって、低所得者にとりましてはとても残念なことでありました。それでも、国民全員の方に10万円の定額給付金が、低所得者にとってもとても喜ばしいことでありまして、ほとんどの方は速やかに申請書を送付したと思います。給付されたあとは、普段は質素な生活も、このときばかりはプチ贅沢に外食やおいしいものを食べたり、また我慢して使っていた古くなった電化製品を新しいもの買い替えたりなど大変助かったと思います。それもほとんどの方が使い切ったと伺っております。

私が昔、民生課に配属されたとき、ある生活保護者の方から、民生課は民を助ける課、民を生かす課というと言われました。そのとおりだと思いました。それが私の福祉の原点となっております。

市長、今一番目の前に今困っている人たちを助ける、生かすのが仕事ではないですか。今やらずしていつやるのですか。今回予定している事業の一部を停止してでもぜひ見直

して、生活困窮者への支援金の給付を再度お願いします。ご答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど、福祉保健部長の方から答弁があったとおり、生活困窮者に対するセーフティネットは、まず生活保護を中心としたそういった既存のシステムの中でもきちんと今も機能しております。さらにこのコロナ禍において、そういった方々がどのような生活状況にあるかということについても、相談員を1名増員したり社会福祉協議会の方と連携していろいろな情報収集、さらには生活保護世帯あるいは生活保護をご相談来の方の件数等、我々としてはきめ細やかにそこにアンテナを張ってきたつもりであります。その中で、そういった方々に対する給付つまりお金を差し上げるということは、いったいどのようなことを意味するかということは、議員の皆様とともに我々行政の方も共有しなければならぬと思っています。一律10万円の給付はよかったと先ほどおっしゃっていただきました。そうです、どんな方でも、ただし、そこでも4月27日以降にという限定がつき基準があって、すべての方に一律10万円でプチ贅沢がよかったのか、電化製品を買われたことがよかったのかは私はわかりませんが、それでもそういった方々が喜ばれて潤ったということであれば、私はほとんどの方々に、緊急でもありましたので不公平感はありませんかと思えます。しかし、分配という機能をもつ私どもは、より困っている方々に手厚くそこを分配し、そうでない方には少し我慢いただくということもまた必要なことであります。そうした場合に、給付ということがどういうことを指しているのか、我々は、そこを少し考えていかななくてはならないと思っています。現在、自民党の総裁選挙に立候補されている秋田県出身の菅官房長官の今回のスローガンは、自助・共助・公助そして絆と言っておられました。まず、自分でできることはするけれども、それができなければ家族や地域でカバーしあい、それでもそのセーフティネットに入らない人びとは公が責任をもってやる、つまり三段構えだとするならば、最後の我々はいわばネット、砦という言葉は嫌いですのでそういうところがあると我々は位置していると思っています。それを我々がそれを決めるということは、とても重たい判断ではないかと思っています。今それを判断すべき我々には根拠、エビデンス、数値、そういうものをきちんと私は持ち得ておりません。そして現在も、消費税率は10%になりましたが、年金給付の額は変わっておりません。生活保護世帯への給付の額も変わっておりません。そして、消費者物価指数が跳ね上がったかといえそうではありません。

そういった中で、我々はこの税金を投入して、どこの層にどれだけの方がということも確定的なうえで、我々は、もしコロナ禍が少し間が経って状況が少しわかってきた段階では、我々はそういった政策をするべきではないかという考え方があります。そういった考え方も踏まえて、我々は今回の第2次補正予算の交付金については、次のコロナ、これからコロナと一緒に過ごしていかねばならない、ないしは収束したとしてもまたそういう感染症が起こるかもしれないという中で、今何が市民の皆さんが足りないのかとって、例えば今回の中では、感染症予防の対策の換気システムもないような集会所約40カ所ありました。そこに対してすべてそういった設備を配置していく。あるいは市民の皆様が、生涯学習の場そしてコミュニティを作る場として大変使っていただいている公民館等のホールについて、そういった空調設備を昭和飯田川についてはつける、天王については今市民センターが新築中であります。そういった観点で我々は今回やっていった。我々は決して市民の方を向いていないわけではありません。市民の方を向いて、自治会というものが我が市にとってどれほど大切なものか、だから集会施設に換気設備をつけるのであります。

少し長くなりますが、私が当初ご質問の中でもありましたが、市長は当初、各事業所支援について、一律では不公平感があるとし支給しないとの考えだと、そういうことは私は一言も申し上げておりません。あのときご質問になったのは、法律にも基づかない休業要請をして、そして休業者に対してそれを保障する支援金を秋田県はお支払いになるとおっしゃった。東京都に次ぐくらいの額の割合を支給するとおっしゃった。お店をお持ちの方は休業要請されて、その額を手に入れられて少しは助かったと思いますが、例えばそこに収めている、観光がほとんど止まりましたから、お土産物を作っている業者さん瀕上市にいらっしゃいます。そういった方は、店舗を持ち得なければ、そういった方は全くの無報酬でした。ですから、それに県がおやりになったことを私は批判しているのではなくて、国と県と市町村には役割分担があって、もう県がすでにそこまで、東京都に次ぐくらいの保障をされているのであれば、市としてはそこに屋上屋を重ねる必要はないではないか、より不公平感が増すではないか、だから我々としては、経済支援については今しばらくお時間をいただきたいという中で、いったいコロナで減収した世帯が国のように50%だったら保障するのか、他市町村のように20%なのか30%なのか、これについても我々は全くそういった証拠、何割が影響があるという証拠は持ちえませんでした。事実国会の答弁でも、50%というところに根拠があるかという質問に対し

てないとお答えになった。しかし私は、緊急事態だからそれはやむを得ないのだなと思って理解しました。ですから、そういったものも踏まえて1次産業の方々には、これから収穫期ということもあって、1次産業の方以外の潟上市に税金を納めていただいている、最初は潟上市に事業所をお持ちの方々に一律10万円、複数事業所があれば20万円までということでやらせていただいて、先ほど福祉保健部長が言ったとおり約1億円の助成を支給をさせていただいたということでもあります。こういったことがそういう考えでもってやっていき、そしてそのあと1次補正から2次補正の間に、我々はこのコロナに対する知見も少しは深まってまいりました。そしてどういう影響があるのかということもわかってまいりました。その中で、最初に戻りますが、そういった今伊藤議員ご指摘のお考えは私は全く共有します。困っている方々に、そこに手厚くやるべきだということは、これは同意します。ですので、最初の答弁で申し上げたとおり、そういったものが我々が確信をもって議員の皆様こういう状況です、ですから低所得の皆さんに一律それが10万円がいいのか20万円がいいのか、これも議論です、そういったことをさせていただければいいのではないかと考えて、当初の答弁をさせていただいたものであります。我々としては先ほどから申し上げたとおり、今2次補正で計上していただいているものについても、緊急性はあるし必要性はあると考えて全員協議会でもご説明をし、皆様方からご意見も頂戴しながらこれを取りまとめてまいりました。ですので、ただ思いは同じ、市民の方を向いて、もし我々に何かその部分不足の段がありましたら、それは遠慮なくご指摘いただくとともに、一体どこの部分にどういう証拠に基づいて、それがご主張されるかということも我々にお示しいただきながらご指導いただければと考えております。

以上であります。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） これまで市でやったのは事業所に対しての支援であります。それはそれでいいのですけれども、事業所支援については、国においても持続化給付金とか雇用助成金等実施しております。そしてまた県においては、経営安定資金等を実施しております。市において、今回市内・市外に関わらず10万円、これはこれで事業所に対しての支援はそれでいいのですけれども、国が当初、低所得者に対して30万円は支給するという突如変わったのですけれども、この目的はやっぱり低所得者に対してやっぱり支援が必要だということで当初30万円のこれを予定されていたと思います。ですから、私

はこの低所得者に対して、一番わかりやすいのは非課税世帯に給付というのが一番わかりやすいのですけれども、そういった方々に対してのやっぱり個人支援も、確かに企業はそれはそれでいいのですけれども、個人のそういった困っている人に対しての支援がやっぱり私は必要だと思います。どうかぜひ検討されて、このあともういった低所得者に対しての支援をなんとか当局でも考えていただいて支給されるよう再度お願いしたいと思います。もし答弁がありましたら。同じような答弁だと思いますけれども。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ご質問にお答え致します。

今頂戴したご提言というのは、我々はそのまます受け取っております、ですから、これからの経済動向であるとかそういったもの、そういったデータを積み上げていって、それが必要な場合には、当然そういう方々に対する給付も含めた何らかの措置は必要であろうと思っています。ただ先ほどから申し上げているとおり、それを議員の皆様提案するだけのまだ証拠がない。たぶんそういう状況になってきた場合には、私は我々でつかめる証拠であれば国等もつかめるはずで。そういった場合は、国も政策は打ってくるだろうという予測は立ちますが、ただ先ほども言ったとおり、国、県、市町村という役割分担があつて、一番市民の皆様、住民の皆様に近いところにいるのは我々であります。それがもし、国の制度はどうしても全国一律の設計になりますから、そこから少し漏れてしまったりあるいは見落としてしまったりという場合があれば、それは我々が責任をもってそういった方々をカバーしていくということにならうと思っています。先ほどの30万円が10万円になったというところ、これは本当に我々としてもお互い政治を志す議員の先生方と議論せねばならないところだなと私も思っています。私はあの30万円というのは、まず先ほど言った所得の再分配いわゆる恵まれない方々に手厚くそこを給付し、そうでない方々には少し我慢をして、そこの不平等・不公平を少し正していこうという機能に立ったご提案であつたと、当初政府の案はそうだったと思います。ただしあのコロナ禍の中、全国に緊急事態宣言が発せられ、そうなった場合には、もはや低所得者層の方々だけではない影響があるであろうということが政府与党自民党、公明党の皆さんにおありになったと私は判断しております。ですから、あの緊急事態を受けたその延長線上に、先ほど事業者ではありますが、我々もそのいくらの売り上げの減少がある、なしに関わらず給付させていただいたのは、そういった意味合いがあるということです。ですので、伊藤正吉議員から今ご指摘のあつた件につきましては、本当に思いは同じで

ございますので、我々としてそこあたりにはアンテナを高く張って、必要であればまた議員の皆様方にご提案申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） 今市長の答弁いただきましたけれども、確かにいろんな生活困窮者にはいろんな自立するための対策、その人をつれたり相談員がいますけれども、やはり一番困っているのは、経済的に一番困っていると思います。そういった自立支援を経済的な支援を進めていくのが役割だと思いますので、このあとどうか検討されて、そういった生活困窮者や低所得者に対しての経済的支援を再度お伺いして、1番目の質問は終わりたいと思います。

次に、公共施設等総合管理計画の推進でありますけれども、ただいまいろいろ答弁をいただきましたけれども、これから個別実施計画が進んでいくと思いますけれども、今後厳しい財政状況が続く中で、人口減少や公共施設等の利用需要が変化していくとも考えられます。そういった全体的な状況を把握しながら長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化など計画を行うことによって、財政負担の軽減、標準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要になってくると思いますけれども、この計画を進めるにあたって、公共施設等の公共施設最適化事業債というのがありますけれども、これは6項目くらいあるのですけれども、1つ目としてちょっと例をあげますけれども、集約化複合事業であります。これ述べ面積、減少に伴う集約化複合化事業で充当率が90%、交付税措置率が50%であります。これがまさに今今回進めているこども園への統合にも当てはまりますし、またほかにも長寿命化事業などあります。事業債が使いますので、そういったことで、この計画書（案）を後戻りすることなく前進あるのみと考えます。そういった現状と課題を丁寧に説明をし、いろんな困難があると思いますけれども、本市の将来のためにこの計画（案）に基づいて推し進めていく必要があると思いますので、この点について再度ご答弁をお願いします。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

地域の集会施設につきましては、これまで明確な整備基準がなく、地元からの要望を受けた時点その時々で判断で整備しておりましたが、今回この計画に基づき、今度は計画的に統廃合を進めていきたいと考えているところでありますが、先ほど伊藤議員が

おっしゃったとおり財源であります、これは各種起債等いろいろ考えながら事業を進めていきたいと思うのであります、まずは、地元の自治会の了解が大事だと思いますので、今後の潟上市の人口推計や財政状況の見通しなどを丁寧に説明しながら進めてまいりたいと思いますので宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 11番伊藤正吉議員。

○11番（伊藤正吉） ただいまの総務部長がおっしゃったように、地域の市民の皆さんにどのように理解をしていただき、また納得していただきご協力いただいて進めていくのが大事でありますので、このあとも市民の理解を得ることが一番大切でありますので、それに皆さんのご意見を聞きながらこの計画を進めていただきたいと思います。

以上で、一般質問は終了致します。

○議長（西村 武） これをもって11番伊藤正吉議員の質問を終わります。

昼食のため暫時休憩します。

再開は1時半です。

午前11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議をはじめます。

12番藤原典男議員の発言を許します。12番藤原典男議員

○12番（藤原典男） 日本共産党の藤原典男でございます。9月議会を準備されました市長はじめ職員の皆様、本当にご苦勞様です。そしてまた、傍聴にかけつけた市民の皆様、本当にご苦勞様でございます。

私は、インフルエンザ予防接種の取り組み、そして学校でのオンライン授業、そして本市の幼児教育、保育行政について質問したいと思いますので宜しくお願いします。

その前に、インフルエンザ予防接種の取り組みの中で、下から6行目の3,600万人分を用意したということ、インフルエンザのワクチンです、それを「3,600万人分」じゃなくて「3,600万本」ということで訂正を宜しくお願い致します。

それでは、インフルエンザ予防接種の取り組みについて、はじめます。

現在、新型コロナウイルスに感染している方は、9月1日現在で国内では累計患者数は6万9,150人、死亡した方は1,314人、退院した方は5万8,366人となっており、パンデミック、世界的大流行により200以上の国と地域でコロナ感染が止まりません。8月

23日現在の世界保健機構の情報によれば、世界では2,548万人以上の方が感染し、死者は85万人以上、回復者数は1,602万人以上となっております。本当に早い時期での収束を望むものです。

季節は秋へと変わり、秋から冬にかけてインフルエンザの流行が懸念されます。インフルエンザも新型コロナウイルスも、感染すると発熱があります。インフルエンザでの発熱なのか、新型コロナウイルスによる発熱なのか、どちらも感染力が強いため、これがダブルで感染すると社会生活はもちろんのこと、病院での対応もしっかりできなくなり医療崩壊もおきかねません。

厚生労働省はインフルエンザ対策として、早い時機での予防接種の各自治体の取り組みへの通達とインフルエンザワクチン数を例年より多い3,600万本分を用意した模様です。県内の自治体では早速10月1日より、全住民を対象にインフルエンザ予防接種に一律1,000円や2,000円の補助を決めた自治体も出てきました。東京都では、65歳以上の方への無料接種も決めました。本市でも接種への補助制度はありますが、接種補助への拡大への取り組みは行うのか、またいつの時点から接種が始められるのか、呼びかけも含め当局の取り組みを伺いたいと思います。

2つ目。学校でのオンライン授業について。

新型コロナ感染症対策として、小・中学校での授業の一環に情報技術を取り入れたリアルタイムの同時双方向型・非同期型のタブレットを利用した授業が予定されております。本市では同時双方向型でいく方向だと思っておりますが、こののちにコロナ感染がどのように収束していくのか予想できません。政府はこの状況下で、子どもたちの教育環境を整備するために、今回新型コロナウイルス感染症対応地方臨時交付金事業として交付決定をし、本市では補助金に上乗せして、学校ICT機器等を整備して進めようとしておりますが、このことについては秋田県の情報雑誌が、先進事例となるオンライン授業への挑戦ということで、秋田大学教育文化学部附属中学校の取り組みを紹介しております。教職員にとっても全く未経験のZOOMを利用した授業、外部講師に依頼したこと、教職員間でのやり取り、生徒のことが掲載されておりました。新型コロナ感染症が生徒・児童にも影響が出て、学校が休校措置をとらざるを得なければならない場合には、オンラインを使った授業は有効になると思いますが、しかし心配しなければならない事柄もあると思われまますので、簡潔に次のことについて伺います。

1つ目。タブレットは道具であり、それを使って豊かな授業をすることも可能ですが、

一方で子どものネット依存、目などへの健康被害も予想されます。どのような位置づけで利用してもらうのか。注意することは何なのか伺います。

2つ目。双方向型の授業は大事ですが、教員、子ども間のコミュニケーションを図ることが一番の基本だと思われまます。タブレットを使った授業が主とは思いませんが、利用頻度はどのように考えているのか伺います。

3つ目。全家庭でのWi-Fi環境の整備では、経済的困難にある家庭もあるはずです。通信費の公費負担も含めた考え方はどうするのか。今後の経費負担は国の負担とするべきと思うが、これについてはどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

4つ目。当初の機器の設定には専門の技術者の指導が必要であり、その要員の確保は必須と思うが、これについては考えているのか、またこの事業を行う上で、教職員への過重負担が起きないようにしなければならないと思うが見解を伺います。カメラのピン트가合わない、音量の調節や切り替え方がわからないなどの声もあるようです。教職員だけでなく追いついていけない子どもさんへの対応も伺いたいと思います。

5つ目。いつの時期を目処に、小学校・中学校でオンラインでの授業開始をめざしているのか、タブレットは希望があれば貸し出しもするのか、スケジュール等も伺いたいと思います。

次に、本市の幼児教育・保育行政について伺います。

未来を担う子どもたちの成長のために、幼児教育・保育の果たす役割は大きな意義があると思います。子ども達が笑顔いっぱい輝く幼児教育・保育行政を伺います。

本市での幼児教育・保育は多彩で、昭和こども園、出戸こども園、二田保育園、天王幼稚園、湖岸保育園、追分保育園、若竹幼児教育センター、民間の保育施設などを中心に、それぞれに地域の特性を生かした健やかで豊かな心を育む取り組みを行っており、家庭や地域と共に創り上げている保育士の皆さんの頑張りに敬意を表します。

次の事柄について質問致します。

①保育士が生き生きと輝かなければ子どもも輝かないと思います。生き生きと保育士が元気に働けるためには、必要な年休や育休などが必要に応じてしっかり取れる職場、なんでも話し合えるチームワークのよい職場が不可欠です。この点では、常に保育士の募集をかけている実態が本市にはありますが、保育士の労働条件の点検ではどうなっておりますか、伺いたいと思います。

2つ目は、より良い保育の質の向上のために、どのような取り組みをしておりますか。

3つ目は、それぞれの子どもの年齢、性格、人格に合った幼児教育・保育が求められると思いますが、本市での特徴について伺います。

4つ目。今後5年先の幼児数に見合った保育士の確保のために、一定の人数の正規雇用も必要ではないかと思いますがどのようにお考えでしょうか。

5つ目。市役所内には潟上市子育て世代包括支援センターかたるんをはじめ、子育てを応援する各地域での子育てセンター、ファミリー・サポート・センターなどがありますが、うまく連携して子育てに生かされていると思います。他市に誇れる先進例がありましたら紹介してください。

6つ目。来年10月開園予定の天王こども園（仮称）が開設された場合には、現在昭和こども園で行っている病児保育についても行うべきと思いますがどうでしょうか。将来的には全部の認定こども園でも実施し、保護者のニーズに応えるべきだと思いますが、今後の方向性についても伺いたいと思います。

檀上からの質問を終わりますが、ご答弁を宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、12番藤原典男議員の一般質問の1つ目、「インフルエンザ予防接種の取り組みについて」お答え致します。

インフルエンザ予防接種は予防接種法に基づき、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満で心臓、腎臓または呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級に該当する方は定期予防接種の対象者となっておりますが、それ以外の方々は、各自の希望により接種する任意予防接種となっております。

本市では、定期予防接種及び任意予防接種の接種者を増やすことにより、個人の発病・重症化防止及びその積み重ねとしての間接的な集団予防を図ることを目的として、インフルエンザの感染が広がりやすい幼児や小・中・高校生と、重症化しやすい高齢者に対し接種料金の助成を行っております。

また本市のインフルエンザ予防接種の接種率は、令和元年度の実績では、65歳以上が49.8%、生後6カ月から小学6年生までが64.6%、中学生は57.6%、高校生相当が41.0%で妊婦が12.4%となっております。ご質問にあります助成制度についてですが、平成21年度に定期予防接種対象者に加え、生後6カ月の乳児から13歳未満の小学生まで拡大し、さらに平成25年度には妊婦と中学生から高校3年生相当まで対象者を広げ、インフルエンザ感染症の流行と感染拡大予防に取り組んでおります。

助成額につきましては、平成27年度に1人1回当たり1,000円から1,500円と助成額を増額し、個人負担の軽減を図っております。

予防接種の開始時期については、インフルエンザの流行期が例年1月から3月であり、ワクチンが十分な効果を維持する期間が、接種後約2週間から約5カ月とされていることから開始時期を10月1日とし、助成期間は10月1日から2月28日までとしております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症との同時流行を抑えるとともに、インフルエンザ感染症の重症化を防止するため、市の広報やホームページ、母子手帳アプリなどを活用し、従来の手洗い等の感染症対策と合わせ、助成制度の周知を図るとともに、予防接種啓発のためのポスターを市内公共施設、駅やスーパー、金融機関等46施設へ掲示をお願いし、インフルエンザ予防接種の勧奨に取り組む計画としております。

接種補助の拡大の取り組みにつきましては、現段階では予定しておりませんが、今後、国・県及び他市町村の状況等、情報収集に努めて適切に対応してまいります。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） それでは、12番藤原典男議員の一般質問の2つ目、「学校でのオンライン授業について」お答え致します。

これからの学びにとってICT環境は、鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠であるとともに、臨時休校時には、ICTを活用した遠隔での対応が大変効果的であるといわれております。同時に、これまでの教育との大きな変化が認められることから、さまざまな課題等があることも認識しております。

それではご質問の1点目、オンライン授業においてタブレットをどのような位置づけで利用するのか。注意することは何かについてお答え致します。

オンライン授業は、学校が一定期間の臨時休校措置をとった場合に、学びの保障のための有効な手段の1つとして位置づけております。注意することとしては、不適切なサイトへのアクセス、情報セキュリティの確保、個人情報の取り扱いを含めた情報モラル、長時間の利用による健康への影響などが考えられます。藤原議員ご指摘のとおり、タブレットは1人ひとりの学習に役立てられる道具であるとともに、心配されることがあることを児童生徒に理解させるよう活用のルールを定め、児童生徒と十分確認するとともに、家庭での使用に当たっては、ルールを守るよう保護者への協力をお願いしてまいります。

ご質問の2点目、「タブレットの利用頻度はどのように考えているのか」についてお

答え致します。

臨時休校中全国では、友達や先生に会えないといったストレスや不安を訴える相談が相談機関に寄せられたという報道がございました。教職員、子ども間のコミュニティを図ることは非常に大事なことであります。オンラインでの授業だけではなく、例えば朝の会や個人面談等をオンラインで行うなどの取り組みを検討してまいります。

利用の頻度については、児童生徒の発達段階や臨時休校の期間にもよりますが、導入時はオンライン朝の会を含め、週3日程度の頻度で取り組みを検討してまいります。

なお、臨時休校以外の授業時の活用は、タブレットの操作に慣れるためにも週2日程度、1日1時間以上から始め、段階的に活用時間を増やしてまいります。

ご質問の3点目、通信費の考え方と今後の経年負担についてお答え致します。

要保護世帯における通信費の取り扱いにつきましては、厚生労働省の通知に基づき、生活保護制度においてオンライン学習分を教材代として支給することとなっております。準要保護世帯につきましては、今後の国の動向を注視してまいります。

Wi-Fi環境のない家庭につきましては、学校の教室等を開放し、オンライン学習ができるように致します。1人1台の端末整備が実現したあとの更新に伴う経年負担につきましては、今後の国の動向を注視してまいりたいと思っております。

ご質問の4点目、「専門技術者の確保、教職員への過重負担と追いついていけない子どもへの対応」についてお答え致します。

タブレットの数が多いと動作上のトラブルや不具合率も上がり、教員がその対応に時間と労力を要することによって授業が遅滞する場合も考えられます。また、授業中に児童生徒がタブレットの操作につまずいても、児童生徒の思考の流れや授業の進捗に影響が生じるとも考えられます。そのため、特にタブレットの導入段階においては、ICT機器の操作支援や障害トラブル対応を行う専門的な技術をもつGIGAスクールサポーターを配置することで、教員の負担減につなげることができると考えております。児童生徒に対しては、複数教員によるチームティーチングを活用して支援したいと考えております。

ご質問の5点目、「オンラインでの授業開始時期の目処、タブレットの貸し出し、スケジュール等」にお答え致します。

タブレットの整備は今年度中に完了し、令和3年4月には全学年の平時の授業で活用できるよう準備を進めてまいります。今年度内に新たに臨時休校することとなった場合

は、中学校3年生、小学校6年生において、優先してオンライン授業ができるよう機器の導入・整備を計画的に進めてまいります。

タブレットの貸し出しについては、文部科学省が今後示す予定であるとしている端末の持ち帰りに関するガイドラインを参考にして、家庭でのタブレット利用や不具合の発生時、故障・紛失時の対応等を明確にしながら希望者への貸し出しを検討してまいります。タブレットを活用した授業はこれからの時代に必須であります。教員と児童生徒が温かな人間的な触れ合いの中で、人間ならではの思いやりや感性、創造性を働かせ、多くのことを学ぶことはいつの時代であっても大切なことだと考えております。タブレットが目的にならず、教員にとっても児童生徒にとっても豊かな学びの道具として有効に活用されるよう、その活用方法やあり方について研究を進めてまいります。

続きまして一般質問の3つ目、「本市の幼児教育・保育行政について」お答え致します。

ご質問の1点目、「保育士の労働条件の点検はどうなっているか」についてお答え致します。

就学前施設に従事する職員の就業につきましては、任用の際に潟上市保育所等就業規則を職員に明示したうえで毎年、年度当初には各施設における労働基準法第36条に基づく労使協定、いわゆる36協定を締結し勤務条件を確認しております。ご質問にありますように、職員が生き生きと働きやすい職場づくりは大事なことであります。正職員のみならず、会計年度任用職員も含めたすべての職員について、保育時間に配慮して休憩時間を確保する体制を整え、年次休暇を取得しやすくなる環境づくり、産前産後休暇、育児休暇の取得を事前に確認した職員配置に努めております。毎月はじめには各園の勤務状況を確認し、過重負担や過重労働につながらないように、現場の情報収集と指導に努めているところであります。

ご質問の2点目、「より良い保育の質の向上の取り組み」についてお答え致します。

市内7園の園長会議、主任会議を毎月定例で開催し、その中で各園の取り組みを紹介したり、改善点を共有したりするなどして、よりよい保育・教育のあり方について研修する場になっております。また、昨年度から幼児教育課に幼児教育アドバイザーを配置し、専門性向上のための取り組みとして公立、私立、認可、認可外など施設の枠組みを超えて学び合う体制の構築を図り、市内全域において就学前の教育及び保育の質の向上に努めているところであります。

具体的には、市内すべての就学前施設に対する教育・保育カリキュラム等の指導、市内全施設を対象にした研修会の開催及びすべての公立園での公開保育研究会の実施、保育者との面談、県との連携体制の活用など計画的に実施しております。

ご質問の3点目、「それぞれの子どもの年齢、性格、人格に合った幼児教育・保育についての本市の特徴」についてお答え致します。

幼稚園は国の幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、発達年齢ごとのカリキュラムを編成し、指導計画に基づいて教育・保育を行っております。

潟上市独自の取り組みとしては、配慮が必要な園児に対して市教育支援アドバイザーによる幼児通級教室を行い、お子さんの実態に沿った助言を行い、保護者の相談しやすい機会を設けていること、保健師等による保健・衛生指導など、多様な専門職による多角的な視点からの関わりによる、個々の発達や特徴に応じたきめ細かな支援を提供していることが本市の特徴であると捉えております。

ご質問の4点目、「今後5年先の幼児数に見合った保育士の確保のために一定の人数の正規雇用も必要ではないか」についてお答え致します。

潟上市の職員定数の枠の中で保育士資格を有する方を計画的に採用し、教育・保育の運営に努めております。

近年、潟上市の5歳未満児の人口は減少傾向にあります。今もなお追分地区では、民間事業者による宅地開発が進められ増加傾向にあるほか、保護者の就労等により2歳未満児の利用率が高まっていることから、教育・保育施設の利用を希望する子育て世帯の支援のためには、今後も引き続き保育士の確保は必要であると考えております。

ご質問の5点目、「子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターなど連携して子育てに生かされている先進例がありましたら紹介してください」についてお答え致します。

子育て支援センターでの行事やファミリー・サポート・センターでの講習会で、集団託児を行い託児サークルの活動の場を広げるほか、ファミリー・サポート・センターで行う子育て支援員養成講座の講師に保育士、栄養士、保健師など市の専門職から協力を得て講座を開催し、一般の参加者に加えて市内各園の保育補助の方からも受講してもらい、保育を深めるための研修の機会を設けております。

ご質問の6点目、「天王こども園（仮称）で、現在昭和こども園で行っている病児保

育を行うべきと思いますがどうでしょうか。将来的には全部の認定こども園でも実施し、保育のニーズに応えるべきだと思いますが、今後の方向性について」についてお答え致します。

天王こども園（仮称）の整備事業では、保健室のほか医務室を備え、昭和こども園と同様の体調不良児対応型の病児保育事業を行うように進めています。開始にあたり看護職を数名必要とするため、施設が開設された際に実施できるよう現在、人材確保に努めているところであります。また、すべての認定こども園で病児保育事業を実施するためには、施設設備の整備や人材確保のほか医療機関の協力を得る必要があるため、今後検討してまいります。

以上であります。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員、再質問ありますか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） まずインフルエンザのことなのですが、年齢に応じていろいろ補助してきたと、年度のたびにいろいろ補助拡大してきたということはわかりますけれども、現状での各年齢に応じた補助金額、ちょっとこの際知りたいのですけれども。まずはじめに。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答え致します。

今年齢別での予防接種でありますけれども、補助額につきましては、生後6カ月から13歳未満、これが2回の接種が必要ですが、1人1回1,500円、それからあとは、中学生以上高校生も同じく1,500円、妊婦も1,500円、65歳以上の高齢者につきましても1,500円と同じ金額で補助をしております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 最初の一般質問の中でも書きましたけれども、今年度に限って、特にコロナウイルスが発生している中で、インフルエンザも同時に起きちゃえば大変だということで、今年度に限っていろんな市町村、県内でもいろいろなインフルエンザの接種を促進していくために、全部の住民に対して補助するとかそういうことが行われてきておりますけれども、この本市においても、補助は高校生まで、それから65歳以上ということで中間層あたりがないから、これはやはり全体的にもインフルエンザの接種を促進するうえで、全市民を対象にこれからやっていくべきじゃないのかなと思いますが、

そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（西村 武） 仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ただいま藤原議員さんがおっしゃったように、全市民を対象にしましてインフルエンザの予防接種助成金を拡大するというのは大変理想でありますし、私もそうありたいなと思ってございますけれども、ただ藤原議員ご承知のとおり、インフルエンザそれからコロナワクチン同時発生した場合ということもありますし、また全市民が無料になった場合に、やはり重症化しやすい方々が、自分が希望して受けたいのだけれどもそれが受けられないという状況になってしまいますと、これもまた公平さとかの部分からいきますと本末転倒かなと思いますので、まずは、ただいま国の方でも予防接種の優先順位をつけようとしておりますのでそれに基づきながら、まずは重症化しやすいといわれております高齢者それから子どもさんたち、また集団感染を起こしやすい小中学生、こういった方々を優先にして実施をします。そのあとは状況に応じて、もし国の方でそういった拡大した方がいいといったことであれば、のちのち検討に値すると理解しております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 特にコロナウイルスは、65歳以上のいろんな病気をもっている方に対しては致命的な場合もありますので、私は65歳以上の方も1,500円の補助これはありがたいのですけれども、もう少し上乗せしてそして65歳以上の方が全員受けられるような形の制度を、今年度に限って私進めるべきじゃないかなと、コロナウイルスの関係もありますからそう思いますが、そこら辺は65歳以上の方への補助の拡大ということはどうでしょう。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今福祉保健部長の方からあったとおりののですが、まず1つはインフルエンザ、このワクチンというものが、そもそもすべての方々にリスクなしに提供できるものかどうかということです。65歳以上の方に、今潟上市現行1回1,500円の助成を差し上げて、接種を希望される方にやっていただくわけですが、ただこれ、昨年度のここにチラシがありますけれども、予防接種を受けることができない方とか、あるいは予防接種を受けるに

あたり、主治医と相談が必要な方ということは、もし今全額市が助成するとなればこれ人情ですので、これはいいと思ってそこあたりのご確認もないままに受けられて、それはたぶんないとは思いますが、お医者様が止めていただけるものだと思いますけれども、それが受けてしまってこの中にもありますがアナフィラキシーというような過剰な反応が起こって、逆にその方の命等もし脅かすようなことがあってはならない。我々は、今藤原典男議員ご提案のようなことは当然検討していたわけです。ただ、全く自己確認もないままにこのインフルエンザワクチンを接種いただくと、それはリスクがあるぞということは、ある程度自分でも自己負担があるとなればいろいろやっぱり人間ですからいろいろみます。これが本当に必要なのかどうかということ。それから、部長の方からありましたとおり、今国の方でも、どういった方々を優先してこのいわゆるコロナではなくて通常のインフルエンザワクチンを接種するかというその優先順位を決めようということが議論されていて、我々はその通知を待っているわけですがけれども、その背景には何があるかということ、藤原典男議員ご指摘のとおり、では全日本人が打てるインフルエンザのワクチンが国が用意しているかということ、実は用意していないわけです。そうなった場合に、我々がこれ全額どうぞといった場合には当然人間ですから打ちにいった方が得かなと思って行かれて、そしてワクチンがないなんていう事態になった場合に、我々行政として市民に対してどのような責任が取りうるだろうかということも議論してまいりました。ですから我々としては、国の優先順位等あるいはそれに付随する通知が何等かあると思って待っているわけですがけれども、もう接種の時期の10月1日が迫っているということで、実はそこあたりのジレンマがあるところであります。ですので、ご提案の向きについては十分理解しておりますし、我々としてはそういう動向も判断しなければなりませんので、今担当部において、我々素人の判断ではどうしようもありませんこれは。それで専門家の知見を伺いながら国の通知を待って、そして必要であればそのような措置も当然取りうるということだと考えております。

以上であります。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今市長の考え方よくわかりました。取り組むにあたっては、速やかにいろいろ接種できるような関係機関の取り組み、立案も含めたそのような取り組みをぜひ頑張ってくださいということで、まずインフルエンザについては終わりたいと思います。

次は、学校でのオンライン授業なのですが、どのような位置づけでオンライン授業をやるのかということについては理解できました。重要なのは、やはり2次感染対策としてそうなった場合に教師、児童間のコミュニケーションのところを大事にしているということはわかりましたけれども、ルールについてもしっかりと、もしこうなった場合に親御さんを含めてちゃんとルールを守れるように頑張っていたいただきたいと思います。

2番の利用頻度についても大体わかりました。

それから、3番目の家庭での負担。いろんな経済的に苦しい方もおりますし、こうなった場合には通信費なんかもかかりますけれども、最低、要保護の家庭については国の制度がありますけれども、準要保護の世帯については、本市でもいろんな教材とかで要保護世帯と同じような扱いしていますから、準要保護についてもこれはこういうふうな扱いの整備をしていくべきじゃないのかなと思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまの準要保護世帯についての通信費の考え方について、市の考え方をお知らせ致します。

このモバイルルータ、通信費関係の貸し出しにつきましては、この導入につきましてはまず現在も検討しております。貸し出し基準や遠隔学習以外の使用についての規制や通信料の負担の経費明確化、その点がやっぱりかなり我々も難しい点だということと考えております。いずれにしましても他町村、県の動向も踏まえまして計画的に調査しながら、導入についてまず引き続き検討したいと思っておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 引き続きいい方向で検討していただきたいと思います。

そうすれば④なのですけれども教職員の過重負担、それから専門の技術さんの問題なのですが、基本はやはりこういうふうなものを取り入れて、教職員が授業もしなければ、あれもしなければいけないということで過重負担になって、しっかり授業ができないようであればうまくないと思うので、そこは過重負担にならないということで無理強いはいらないと思うのですけれども、ただ、一定の専門の技術者を呼んで、初歩のやっぱり初歩はみんなで研修会ということが私は必要だと思うし、初期の段階では、各校にやはり1人の専門技術者を配置していくということが一定の期間必要ではないのかなと思う

のですが、そこら辺の考え方についてはどうなのでしょう。各校に1人ということで一定の期間。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

まずタブレットの結局機器の操作に関しましては、やはり当然教員についても負担だし、子どもについてもなかなか操作の不慣れ等があると思います。現在、まず我々今回の補正でまず用意している分としましては、3校に1人G I G Aスクールサポーターを配置する予定であります。これにつきましては、各種機器の設定や使用マニュアル等の作成等、そしてまた子どもへの操作等も踏まえて、まず今年度はその対応でしていきたいと考えておりますが、来年度以降の、要は機器が導入されてから要はI C T支援員としまして、教育的なものも踏まえた操作についてI C T支援員を活用したいと考えておりますが、現在のところその人数につきましてはまだちょっと検討段階でありますので、藤原議員の学校1人あたり1人を支援員として配置するという意見も踏まえながら検討してまいりたいと思いますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今4番のことについてはわかりました。

それで5番目の貸し出しのことなのですが、今W i - F i環境整っているお家もあるのですよね。タブレットをみんなに配布したあとに、希望する家庭には貸し出し可能になった場合には、やはりそれは子どもさんのいろんな研究熱心な方もありますし、それはやっていくべきじゃないかなとは私は思うのですが、しかしそのうえではやはりルールも決めなきゃいけないのですが、W i - F i設備の整っている家庭については、積極的な貸し出し等も必要ではないかなとは思うのですが、そこら辺はそれはまずいとかいうような考え方がありましたら伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問にお答え致します。

貸し出しについてであります。学校が休校になった場合は当然まず貸し出してオンライン授業に活用すると。あとそれ以外にも、平時の授業中にもこのタブレットは使用したいと考えておりますが、要はその平時以外のオンライン以外で通常に自宅に貸し出すという点だと思っておりますが、その点についてはちょっとまだ我々の方としてもまだ検討中であります。藤原議員のご意見を参考にしながら検討させていただきたいと思っております。

ります。宜しくお願ひ致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） タブレットについては、やはり子どもさんがそれを望んでいる場合には、やっぱり積極的な面も考えてということで貸し出しも含めたルールも含めてやっていてもいいのじゃないかなと思うんですけども、教育長はどのようにお考えですか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

部長から答弁致しましたとおりなのですけれども、議員がご指摘、ご助言いただいたとおり、子どもたちそれぞれ一人ひとりに個性があって、そのタブレット活用することで学びが一層進むというお子さんもいれば、その苦手なお子さん、学校での操作の習熟が必要なお子さんと様々な個性があろうかと思ひます。そういった堪能なお子さんについては積極的にというお話であったと思ひます。そういったことも含めて、どんな活用の仕方があるかということは、ただいま鋭意私どもも他市町村の動向それから文部科学省の方からの今後お示しの予定のあるガイドラインそういったものを参考にしながら、今年度中、早急に準備を進めていく予定にしておりますので、また今後とも議員の方からも情報いただきながら整えていきたいと思ひますので宜しくお願ひ致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） これで学校でのオンライン授業については終わります。

次に、本市の幼児教育、保育行政について伺いたいと思ひます。

保育士の労働条件として、やっぱり必要な年休が無理なく取れているという環境が必要だと思ひますが、どれくらい年休とか育休とか取れているのか必要に応じて、そういうパーセンテージは把握しておりますか。そこが大事だと思ひますのでどうでしょう。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問の保育士の年次休暇等の取得状況であります。これは昨年度の実績になります。正職員では年間1人当たり7.1日となっております。会計年度任用職員では年間1人当たり16.1日という取得状況となっております。

以上であります。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 年休取得についてはわかりましたけれども、職場のチームワークも大事ですのでそこら辺うまく取って、保育熱心に頑張れるという環境づくりにもぜひ頑張っていってほしいということで、次に2番の方に移りたいと思います。

よい保育の質の向上のために、どんな取り組みをしているのかということなのだと思いますけれども、いろいろ聞きました。公開保育もやっているし、それから幼児教育アドバイザーの配置ということもお聞きしました。引き続き、こういうふうなのが私は必要だと思うのですが、さらにというところはお考えですか。これで十分だとすればそれはそれでいいですけれども。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

この今、あの方でご指摘のあった幼児教育アドバイザーですけれども、県の事業も活用させていただきまして今かなり軌道に乗ってきております。そして部長からの答弁にもありましたように、これが特徴と致しましては、直営の市の園だけでなく、私立の民間の潟上市内のすべての就学前施設を回らせていただいて、そして一体となってこの研修をさせていただいているというところが非常に特色だと思っております。ですから、私立の園で潟上市の園で公開保育をやらせていただくと、私もその現場にときどき行くのですけれども、いろいろな民間の園の方々が来て熱心に一緒に研修をしてくださっております。それを各園に持ち帰って、また潟上市の様々な就学前施設で、よりよい保育教育のあり方というこの輪がやっと2年がかりで広がってきているところですので、これで十分ということではなく、この成果をまた次年度にどのように生かしていくかということは考えておるところでございますので、引き続きご指導いただきながらこの質の向上に努めてまいりたいと思っております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 4番なのですけれども、雇用の問題です。正規職員ということでいろいろ聞きました。5歳未満児が減少傾向にあるけれども、追分地区では1歳未満児がだんだん増えていくということで、保育士の確保は必要だという答弁がありましたけれども、今後5年後の具体的な数値というのは私聞きたかったのですけれどもそこら辺はどうなのでしょう。幼児数に見合った正規の。もし答弁できれば。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

5年後にどれくらいのお子さんが利用されるような予定というか見込みであるか、そしてそれに見合った配置というか。まずお子さんの数があって、それで保育士の数が決まってくるので、5年後の数を読むということはなかなか。今お生まれになっているお子さんについては当然把握していますし、今後の傾向も読んではいるのですけれども、ご案内のとおり、追分地区で非常に子育て世帯が増えているということで、またその増加傾向そしてその世帯世帯が、今例えば未満児さんでは0歳で在宅の率が約9割ほどとなっているのですけれども、そして3歳以上ですとほぼ100%お預けになってという形になっていますけれども、この率が、今後私たちの就学前施設等々が充実していくことによって、あるいはお子さんをお預けになって就労したいというようなご希望が増えていくとすれば、この率の算定というのもなかなか難しい。今0歳児であれば、ほぼご家庭での在宅で保育ということがこの率が上がってくればということも、そういったこともすべて総合的に今研究しながらということで、結論と申しますと5年後にどれくらいのお子さんの数で保育士がどれくらい必要かという正確な数については、ここではお示しできないということをどうかお許しいただきたいと思えます。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） わかりました。

次に、5番目の保育の点で他市に誇れる先進例がということでしたけれども、保育士とか栄養士など一緒にやっているというような点ではわかりましたので、次の6番の病児保育のことについて伺いたいと思えます。

答弁の中では、今昭和こども園でやっているものを天王こども園（仮称）でも行うように今準備しているということをお聞きしましたが、ほかの園の中でも、やっぱりそういう体制が私必要だと思うので、その目処としてはどれくらいのこの期間が必要だとか、例えば1つのところを、昭和・天王以外は掛け持ちで言われれば行くとかということも体制としては必要だと思うのですが、そこら辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

先ほどの答弁させていただきましたように、現在昭和こども園で、そして来年度開設される天王こども園（仮称）のところで必ず、今はもう医務室、そういったお子さんお預かりできるようなハード面で整備ができています昭和、そしてできる天王こども園（仮称）、そこでは確実に実施ということで、今課題になっているところがソフト面、看護

師資格、保健師資格をお持ちの方を雇用することはできても、その各園でそういった病気のお子さんをしっかり安全にほかのお子さんと隔離と言いますかそういった医務室を整備するという、そういったスペースを確保するということが一番の課題とっております。そういったことを順次、私どももこれからお子さんを親御さんたちが安心してお預けいただくには必要なことだと思っておりますけれども、そのハード面の整備について、既存の施設でどういったことが可能なのかということは検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。ですから、何年後にどの園にというような年次計画をここで示すはできませんけれども、検討しておりますのでご理解をお願いします。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 本市の幼児教育、保育行政についてはこれでわかりましたけれども、全般的にいろいろ当局も考えて検討する事項が多かったのですが、ぜひ市民の生活を守るために、よりよい生活のためにもぜひ検討するといったことについては、頑張って実施できるようにしていただきたいということを申し述べまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村 武） これをもって、12番藤原典男議員の質問を終わります。

次に、10番佐藤義久議員の発言を許します。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 10番の佐藤義久です。はじめに、このたびは一般質問の機会を与えていただきました議会に対し、感謝と御礼を申し上げます。また、傍聴の皆様には大変ご苦勞様です。

6月議会の一般質問で天王二田地区が都市計画区域外となっていることに違和感と疑問を持っての質問をさせていただきました。この地区には重要な公共施設が多くあり、潟上市がまちづくりを推進するための区域外のメリット・デメリットを伺ったわけですが、質問の仕方に問題があったのでしょうか、都市計画法と建築基準法を紐解かれておりました。単刀直入に話させていただきますが、この地域の構想と地域づくりについて天王二田地区は道路が狭隘、行き止まり、昔は役場が拠点だったでしようが、今も二田地区は拠点と位置づけておられます。二田駅を中心としたこの地域の環境整備が必要と考えるところです。

ご質問は、①二田地区の地域づくり構想と指針をお聞かせください。

②パブリックコメント（意見公募）、このことは継承していないのかであります。

それは去る平成24年2月1日パブリックコメント、意見公募を実施、自治基本条例を

示し潟上の未来と一緒に語ると呼びかけ、2月29日までの期限でアンケートを求めていますので、のちに町内会長会議は開かれたものと思います。天王・二田地区は、資料の中に庁舎以外の施設利活用を見ますと、公用車車庫、庁舎はすべて取り壊し、その後に利活用を次のように計画するとあります。A今後の公共事業の予定地として更地管理、B各種事業実施をスムーズに推進するため、具体的には公共事業及び事業に伴う代替用地等とし、例えば、天王郵便局若しくは天王信用金庫の敷地と一部交換、隣接市道の拡幅を図るなどと明記していました。このことは、近隣住民は期待感を方拂とさせていたようですが、今は落胆と失望に苛まれる。当局も十分感じていることではないでしょうか。加えて申し上げておきます。

次に2番の危機管理についてですが、去年は未曾有の降雨量で豪雨災害が発生してありました。随所を指摘させていただきましたところであります。改修箇所は充分と思えるところでありますが、昨年並みの降雨量に満たないので検証できませんでしたが、疑問なところが2、3点ありますので質問致します。

改修された飯田川地区下虻川の農協スタンド横の豊川河川のゲートは、排水専用だと思います。今一つ鉄道線路添いの排水ゲート、この2カ所の開閉操作について速やかになされるか不安であります。どのように開閉操作の連携がとられているのかお聞かせいただきたい。指摘したゲート2カ所は、申し上げましたように排水専用のゲートでありまして、河川水位の上昇で逆流を起こすこととなります。去年の床上浸水も要因の1つでありました。今一度、検証が必要かと思いますがこの点いかがでしょうか。

また、八ツ口橋までの中間にあるゲートですが、旧ハイツの排水口で現在は使用していない水路と伺っています。しかし、たまには水を流さないと悪臭を放すようですので必要なものです。ここは、宅地が一様に高くなっています。去年はこのゲートは閉じていました。路面より20cmくらいの水位で床下浸水も免れていたようです。河川水位の上昇によるものと推測しています。さらに八ツ口橋付近は今年7月5日の降雨は少なかつたとのことですが、水路の流れは激しく上流部まで確認していませんが、中干のころと思われる時期でしたが、揚水ポンプが作動していたと推測しています。先ほど申し上げました中間ゲートは開いていました。

さらに、八ツ口橋の2つある水門の上手のゲートは板留です。開放されてきました。このゲートは、儘の内の畑や住宅地内に流れ、道路冠水常襲のところに流れ込む水路で、数年前に改善して川に揚水ポンプで処理しているところです。今一度水の流れの検証が

必要と思います。

昨年指摘した欠陥箇所はほぼ改善していますが、統括管理が必要ではないでしょうか。このようなところの水系や水路幅の調査と計画について、さらに、ゲート操作の方法を指示板に書き込みが必要に思います。大方普段は閉鎖、田んぼに水が必要なときは開ける操作が望ましいと考えております。どのようにされているのかお考えをお聞かせください。

さらに追分地区の浸水害を中心にお伺いします。

三叉路からナイス前は、冬期間は電熱線で解凍していることで、周辺道路は高低差で常に冠水。また西高前波形市道は、冠水の際は電光板でサインを送る機能を準備していますが、排水に万全を期し、地下に誘水・貯水浸透させる設備をしてはと考えますがいかがでしょうか。

さらに追分地区は開発が急増、これまで浸透していた水は道路舗装、宅地舗装で、雨水は道路側溝に集中するものと予想されます。道路側溝は、浸透側溝でU字溝の中心に穴あきのものを使用しておられ、敷地内で浸透するものと計算されていると思います。昨年の雨の量では長沼は飽和状態、水路は球場向かいの駐車場は冠水していましたので、加えて宅地開発の雨水の処理はどうだろうか、その対策も考える必要はありませんか。どうされていますかお聞かせください。

次に、和田妹川地区の河川拡幅の必要があると思います。工夫次第では解消可能です。この点についてはいかがでしょうか。

質問をまとめますと、①飯田川下虻川地域の排水路を再検証について。②追分地区の浸水害対策は万全か。③和田妹川地区の河川拡幅が必要と思うがについてであります。

大きい3番。保育園の給食問題です。

委託されていて、岩手県の業者が契約と伺いました。これまで地産地消を奨励し、地場産品を消費しようと言頭を取って進めてきたと思います。品質・価格の面で問題があつてのことでしょうか。各商店に注文される品数はごく少量で、採算が取れないと嘆いております。牛乳やお米までも岩手産と聞きました。ここで質問ですが、この点どうなのででしょうかお聞かせ願います。

①地産地消の観点からも食育は地場産品でできないかお尋ね致します。

大きい4番。ブルーメッセの県遊休地の利活用について。

昨年9月にこの質問をしてから1年です。更地になってからかなりの時間が経過して

いますが、この間 2、3 の提案をしておりますが、当局からの提案はまだ聞いていません。コロナ問題も発生し、担当課は給付金などで多忙だったと思いますが、質問は、①利活用に当局提案はないのですか。計画の進捗状況は。ご提案がありましたら、その進捗状況をお伺いするものであります。

以上で壇上からの質問を終わります。ご答弁宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 当局より答弁を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 10番佐藤義久議員の一般質問の1つ目、「地域づくりについて」と、4つ目の「ブルームッセの県遊休地の利活用について」お答え致します。

はじめに一般質問の1つ目、地域づくりについてのご質問の1点目、「二田地区の地域づくり構想と指針をお聞かせください」についてお答え致します。

都市計画マスタープランの中で、JR二田駅周辺は都市計画区域外ですが旧町における中心地であり、公共公益施設や店舗が集積していることから、地域拠点と位置づけて都市基盤の維持保全を図ることとしております。また、地域別構想において天王二田地区は、豊かな自然環境と田園環境の中で生き生きと暮らせるまちを将来像とし、優良農地と共生した住環境づくり、安全・安心な住環境の確保、八郎湖の水質保全の3点を地域づくりの目標としております。しかしながら、都市計画マスタープランは、総合計画を上位計画として地域づくりにおける都市計画の基本的な方針を示したものであり、前回の一般質問での答弁でご説明したとおり、事業内容や手法などを定める実施計画と趣を異にするものです。一方、本市の幹線道路は、潟上市幹線道路網計画に基づき整備されており、現在のところ天王・二田地区における幹線道路整備の計画はございません。ご指摘にある狭隘な道路における整備は、現在のところ通行などに支障があると判断した箇所を順次部分的に改良整備している状況であります。今後、周辺の環境と道路利用状況等を確認していく必要がありますが、道路整備については、市全域にわたり総合的に勘案すべきものであり、整備の必要性の有無や優先順位など、相当の期間を要することについてご理解をお願い致します。

次にご質問の2点目、「以前のパブリックコメントは承継していないのか」についてお答致します。

ご質問にありますA案及びB案は、当該パブリックコメントを実施する前段階の潟上市現庁舎等利活用検討委員会の中間報告での3地区における庁舎以外の施設利活用（案）のうち、天王地区に関するA案からE案までのうちの2案のことと思われる。

この活利用に関する中間報告をもとに、平成24年2月1日から29日までを期間としてパブリックコメントを実施し、当該中間報告における提案以外にも様々なご意見が寄せられたところであり、これらを踏まえて、新庁舎建設に伴う現庁舎等利活用方針や、潟上市新庁舎建設に伴う現庁舎等利活用計画（案）等をお示しさせていただきながら、平成27年8月24日の議会全員協議会におきましても、旧天王庁舎跡地の利活用についての中で、旧天王庁舎跡地については、二田地域の活性化とともに地域福祉の長期的な視野に立った将来的なニーズに即した施策を進めるため、潟上市民のみが入所できる地域密着型介護老人福祉施設を公募のうえ誘致したいとご報告させていただいているところです。

以上のように、議論や検討の過程におきましては、様々なご意見・ご提案等があったところではございますが、最終的には、現在の利活用の方針についてご説明・ご報告させていただいておりますことをご理解いただきますようお願い致します。

続きましてご質問の4つ目、「ブルーメッセの県遊休地の利活用について」お答え致します。

現在、県有地のガラス温室跡地の利活用につきましては、秋田県からの協議はございません。また、当市での利活用への具体的提案はありませんが、議員より令和2年3月定例会においてご提言がありましたバラ園と遊園地構想につきましては、仮に行うとすれば、土地の造成及びバラや花などの植栽や遊具機材等の整備費に約4億円、維持管理費として年間約2,000万円が必要と見込んでおり、相当な財政負担を伴うことが考えられることから、整備は大変厳しいものと考えております。活用策については、引き続き秋田県とも協議していく考えでございます。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） 10番佐藤義久議員の一般質問の2つ目、「危機管理について」お答え致します。

ご質問の1点目、「飯田川下虻川地域の排水路の再検証」についてお答え致します。

近年は、異常気象が原因と思われる強力な台風や全国各地で発生する集中豪雨など、いつどこで起こるかわからない自然災害への対応は本市でも苦慮しているところであり、

ご質問の農協ガソリンスタンド横のゲートについては、雨水の排水に使用するもので、降雨により豊川の水位上昇時は閉門し、水路への逆流を防止しております。また、鉄道

線路沿いのゲートについては農業用の排水ゲートであり、通常時は自然流下により排水しておりますが、豊川の水位上昇時はゲートを閉門し、排水ポンプによる排水を行い水路への逆流を防止しております。

市内各所の水門操作等については、一昨年5月に発生した記録的大雨被害の検証結果から、災害時初動マニュアルを更新した際に参考資料として、市内排水施設の位置図を作成しました。また気象災害の際は、所管する施設を適切に管理するよう努め、市民対応を含めた市内の共通理解を図っているところであります。土地改良区とは、大雨時の対応と施設管理区分について協議を行っており、災害の発生が予想される場合の対応については調整済みであります。各ゲートの開閉状況は、総務課危機管理班で統括管理しており、操作が必要な場合には、危機管理班からの要請により各担当部署において対応するよう調整しております。佐藤議員ご質問にあります八ツ口橋までの中間ゲートについては、今後現地を調査したうえで、位置図に組み入れるかどうかを含め検討してまいります。

ご質問の2点目、「追分地区の浸水対策は万全か」についてお答え致します。

まず概況ですが、追分地区の土地形状は高地と低地を繰り返す砂丘地帯となっているため、道路と宅地も土地形状なりに形成してきた経緯があります。また、放流先となる河川がないこと、近年の気候変化による短時間での大雨などにより、道路の冠水事例が発生しているのが実状であります。市では、第2次潟上市総合計画の施策として、安全・安心な道路利用を目的とした道路冠水対策を実施しております。道路事業による雨水冠水対策としては、冠水箇所の浸透柵、浸透式大型側溝設置やポンプ設置による強制排水など、局所的に対策を講じているところではあります。道路事業による雨水対策のハード整備には、国の補助事業等がないことから財源上限界があり、市としましても苦慮しているところであります。現状としましては、前述の対策とあわせ道路冠水時には道路表示による迂回案内、通行止め等の措置をし、被害の軽減に努めているところであります。また、デベロッパーによる宅地開発行為においては、既存の道路施設への負荷を避けるため、潟上市開発許可制度の手引きにより開発区域内での雨水処理を指導しております。

ご質問の3点目、「和田妹川地区の河川拡幅が必要と思うが」についてお答え致します。

ご質問にあります河川は、準用河川の妹川に指定しており市の管理となっております。

平成30年度の大雨など、想定外の降雨量による水路からの越流した水により、床下浸水等が発生していることは市でも承知しております。ご指摘のような河川の拡幅増強を行うことも一案ではありますが、河川の改修には多額の事業費と時間を伴うことから、対策方法も含めて期間を要することをご理解願います。前述の事例も踏まえ、市としましては、ソフト対策として土のうステーションの設置に加え、庁内関係箇所及び関係機関との連携を強化することにより、事前にため池水位の調整による水路の越流防止に努めているところであります。

以上です。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤 貢） 10番佐藤義久議員の一般質問の3つ目、「保育園の給食問題」の「食育は地場産品でできないか」についてお答え致します。

幼児期における食育は、生涯にわたる心身ともに健康な人間形成の一環として、食べる楽しさや様々な食べ物への興味関心を通じて、自ら進んで食べようとする気持ちを育てることを目的として行っております。その際、地元の食材に触れることによって、季節感や新鮮さを味わうことも大切な食育の1つと捉えております。

本市の就学前施設においても、畑で野菜を栽培し、自分たちが収穫した野菜を給食で食べたり、佃煮など地元の特産品をおかずに取り入れたり、また、市内の果樹園で収穫を体験し、園や家庭でのデザートとして食したりするなど、地元の食材に触れる体験を発達段階に応じて積み重ねることができるよう計画的に実施しております。

今年度から給食調理等の業務を民間事業者へ委託し、子どもたちへの給食提供を実施しておりますが、その際、国の保育所における食事の提供ガイドラインに沿って、各発達年齢に応じた栄養価を計算のうえ、教育保育計画に基づいて献立を作成しております。食材のうち、主食となる米が秋田県産あきたこまちを使用しており、副食、いわゆるおかずとなる食材については、潟上市内の業者のうち、年間を通じて同一条件や同一単価で提供できるところから継続して納品してもらっております。また牛乳については、県内産以外のものを使用する場合があります。佐藤議員ご指摘のとおり、地産地消の観点から、地場産品を取り入れた食の提供は食育の重要な要素と考えておりますので、これまで同様に、潟上市の特産物や郷土食などの文化を取り入れ、園給食における食育を推進し、園運営に努めてまいります。

以上であります。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員、再質問ありますか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 二田地区の地域づくりの構想と指針についてですけれども、まず私が話したように、中心としていることは間違いないようではありますがこの点、これからの地域を作るようどうしていくかということをお伺いしたかったのです。これまでのことでなくて。今公民館建てる、保育園（仮称）のこども園を建てるということがあるので、再三、私道路拡幅やら行き止まりを解消してはどうかということを尋ねているのでこれからどうするか、お金がないでは済まないのじゃないですか。この点ひとつお答え願いたいと思います。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

ご案内のとおり、仮称ではありますが天王市民センターそれから天王こども園、これも仮称でございますけれども今建設中ということで、私どもは、今まであったいわゆる道路の件についても十分承知はしておりますが、その工事にあわせてできる限り、いわゆるその天王・二田地区の皆さんが今まで以上によくなるような形で整備は進めているつもりです。議員ご指摘のとおり、その道路の拡幅それは今まで以上にすればそれはいいと、前もこれ答弁したと思いますが、すべてやればそれはいいと。お金はいいけれどもとは、ちょっと私どもとしては自治体経営上は申し上げられない。今我々ができることは、この新しい市民センターと新しいこども園にあわせて、さらにあそこをできるだけ外構等その付属のものも含めて可能な限りよくできないかということやらせていただいているところであります。指摘されている事柄については十分承知しております、先ほど担当部長の方から答弁があったとおり、道路を拡幅するにしても、やはりそれについては地元のご了解ないしは地権者のご了解、さらには多額の費用がかかり、それで道路は潟上市として全体としてこういう計画でもって進んでいくということはお示ししてあるとおりであります。ただそれが、状況は変わるものであります。ですので、今我々も想定しないコロナ禍の中にあるわけではありますが、そういったものが仮に出てきた場合には、おっしゃるとおりお金ではないねというようなこともあるのかもしれない。その際は、必ず議会の皆様方にご相談した上でそれを進めてまいりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 市長の方からご答弁いただきましたけれども、市の街路計画と申しますか示された中には、二田地区は私の記憶でいくと一切なかったと思います。したがって、今のセンターやらこども園やら建てるために再三にわたって質問しているわけですが、お金がないのでは済まないところではないですかと、計画に早く盛り込んで、県なり国なりのお金を調達できるような行動を起こしてはどうかという考えもあって質問させていただいております。この点ひとつもう一回。すみません。

○議長（西村 武） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にお答え致します。

おっしゃるとおり、国や県等において、特に国だと思いますが、そういった有利な例えば補助であるとかあるいは起債の対象になるということであれば我々も、そのここをやるかどうかは別として、そういったことに対してはトライできると思うのです。ただ、私どもの担当の方でも調べさせておりますけれども、これにあわせて我々が今ある力の中でそれができるかという、私は必ずしもできるものではないという判断でありました。ですので、今回のその天王市民センター及び天王こども園のその今建設の中で、可能な限りそこを快適にお使いいただけるようにないしはそこを通過できるような形で整備させていただきたいということであります。ただ、今後状況によっては、そのようなものが仮にあったとするならば、当然検討の余地はあろうかと考えてございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 具体的に話ししてなんでしたけれども、やっぱり国なりのお金を使わせていただくしかないのではないかと考えますので、積極的に働きかけていただきたいと思いますので宜しくお願いします。

それから、パブリックコメントのことに移ります。これを具体的に町内会長会議も開催したものと思っております、私資料だけもらったので。ただ、議会には諮っていなかったのではないかなと。A、B、C、Dまで確か4項目ありましたけれども、これにはさっきお話したように庁舎の跡地は代替え地として準備しておくとかいろいろ書いていましたので、この質問の中でもお話申し上げましたけれども、ここにもう一切手をつけておらない状況です。郵便局と信用金庫どうしたのかなというのは変更になったのか。この辺、変更になればなるなりに、別の計画があってもよかったのではないかなと思っの質問です。質問の趣旨わかりますか。町内会長会議にアンケートなりコメントを公募して、それを変更したら変更したでいいわけですがけれども、別の方法でこれ解消する

べく努力。あのときに、市長いなかったけれども別の市長だったけれども、庁舎の敷地を郵便局に駐車場として与えても、銀行との間は譲ってもらえるのじゃないですかと、等価交換したらいかがですかまで私言わせていただきました。それも実行しないまま今の現状になっています。これをどうしてくれるのですかと言いたいのです。

○議長（西村 武） 安田企画政策課長。

○企画政策課長（安田秀樹） お答えを致します。

議員からのご指摘のありましたその利用案につきましては、先ほど産業建設部長がご答弁申し上げました中で、パブリックコメントを実施する前段階に、現庁舎の庁舎利活用検討委員会をその前に設置しておりますが、その中で、パブリックコメントを実施するにあたって、利用案を5つの案を提示したもののうちの1つにありました。ご指摘がありましたとおり、平成24年2月1日にパブリックコメントいわゆる意見公募をしますよというこの報告書があるわけでございますけれども、この報告書の中で、B案の一つに、その案のさらにひとつの例示と致しまして、天王郵便局もしくは天王信用金庫の敷地と一部交換し、隣接市道の拡幅を図るなどの例示をさせていただいております。そのあと、パブリックコメントを実施致しまして、実際寄せられた意見の中では様々な意見ありました。この5つの案の提示以外の意見もありました。そういったものを時系列にご説明させていただきますと、意見公募実施したあとの5月に、その意見を集約した報告書をまとめております。それをもとに、翌平成25年の2月には、議会の全員協議会の方に利活用方針の報告書という形で一度ご報告をさせていただいております。この報告の中には、当然中間報告の5つの案を踏まえて、それ以外のパブリックコメントで寄せられました意見も含めて報告をさせていただいております。そしてその報告を踏まえて、議会の方からも意見を頂戴したうえで、平成26年11月には、今度は市で策定した現庁舎等利活用計画（案）というものを策定し、それも議会の方にお示しをさせていただいております。その市で策定した利活用計画（案）の中で、これも天王地区の今後の提案と致しまして、その中では天王庁舎は、先ほどの報告書及び利活用方針のとおり取り壊して更地管理としますと、そして跡地につきましては、地域の活性化が図られる事業に利用することを基本に、民間等へ売却または貸し付けしますという計画を示させていただいております。この時点でいろいろ縷々、ご提案なり、その市民から寄せられた意見なりありながら、最終的には今お示ししたような整備計画（案）ということで取りまとめたものでございます。またさらに、今の計画（案）を踏まえてさらに翌

年になりますけれども平成27年8月24日の議会の全員協議会の方で、旧天王庁舎跡地の利活用についてという報告をさせていただいております。この中で、先ほど産業建設部長の方から説明がありましたとおり、最終的には旧天王庁舎跡地については結論としては現在の形になるわけですが、その跡地につきましては、二田地域の活性化とともに、地域福祉の長期的な視野に立った将来的なニーズに即した施策を進めるため、潟上市介護保険事業計画における介護保険施設の整備方針に基づき、潟上市民のみが入所できる地域密着型介護老人福祉施設を公募のうえ誘致したいということで、あわせてそのときには事業スケジュールもお示しして、皆様方からご意見をいただいて現在の形に至っております。したがって、いろいろご指摘いただいた意見も途中検討段階では確かにあったのですが、様々なご議論それからご検討を踏まえて現在の形に至ったということでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 今の現状になって、どうのこうのしようとしても難しいかと思えます。したがって、改善の方法何かしら考えておられるかどうか、その一点。改善の方法。拡幅するという話があったけれども、施設建って今になればどうしようもないでしょう。市当局として、そのために拡幅するためというか、市民が通りやすい、また子どもたちの、バスは体育館の方から回ればいいといったか、そこへ通いやすい、公民館も市民センターももちろん市民が使いやすい主線道路の計画、代案といたしますかありませんか。考えていませんか。

（「さっき答えたことをもう1回確認すればいい。あらゆる手だてをしていきますと」の声あり）

○10番（佐藤義久） 堀井議員に質問しているわけではないのですけれども。

○議長（西村 武） ちょっと私語は謹んでください。藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、私ども現状についてはたぶん佐藤議員と共有しているところですが、改善した方がいいという、これは感覚として申し上げます。それで、先ほど担当部長からあったとおり、もしそういうことがあれば、周辺の環境と道路利用状況等を我々やっぱりきちんと確認して、どのくらいの交通状況にあってどのくらいの危険度があるかどうか、あるいはそこを利用している、あそこ通学路の一部にもなっているのでしょうか、もしそうだとするならば、そこを通行している子どもたちや学校等の関

係者にも確認していく必要があります。仮にそういうものの、例えば子どもたちのそういった通学に対してかなりの危険性があるとか、緊急性を要するということであれば、議員ご指摘いただいたとおり、国のあらゆる補助金を我々としては洗い出していきながら、我々としてそこを整備するご提案を議会の方にさせていただきたいと思っています。ですので、今すぐにその庁舎建設にあわせてその改善という方法の手立てはないのですが、その部分については常に念頭にはあるということをご理解いただきたいと思います。

以上であります。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 念頭にはいつも持っているというけれども、周辺町内会等々はかなり期待して、そのことで拡幅なるという期待感を持っているわけで、ぜひ実行するに早期実現をお願いしたいと思います。まずこれ終わります。

2番の危機管理についてですけれども、まとめて申し上げますけれども、実際、課長さん、部長さんにお話したことはありますが、私事で申し訳ないけれども、去年は雨のために現場確認して、今年も2回ほど現場確認しました。それでさっき話した閉じるべき水門が開いている、これはどういうことかなど。もう一回検証してほしい。それからプレゼンやってほしい。協議会なりでプレゼンしてほしいと。現場こうだからこういうふうになりました、ここはこういうふうなので、地元の町内会なりに報告してあります、お願いしてあります、改良区との協議は終わっていますと我々皆さんに教えてほしいものだなと思っています。その可能性はありますか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

八ツ口橋の手前の中間ゲートのことだと思いますけれども、今回今まで市内の排水施設の位置図を作成した中にその部分はありませんでした。その部分はありませんので、今後豪雨とか雨の状況を見ながら、必要であればそこも図面の中に入れて、危機管理班の方で統括的に管理をするようにしたいと考えております。まずそれが1点です。

あと、各施設のゲートの開閉状況がこうであれ流れがこうであるというプレゼンということではありますが、それにつきましては今後検討させていただきたいと思いますので宜しく申し上げます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 今おっしゃった八ツ口橋の水門、その途中にある水門、どっち。途中。昨日、一昨日は閉まっていたけれども、その前は開いていたのです。だから、田んぼにまだ水使う時期かなと思いますが、それはストレートに川へ落ちる水なので、普段閉じていていいはずなのです。そういうところがあるので再検証してほしいということ、そのプレゼンをしてほしい。今一つは、お叱りを受けるかもしれませんが、予算認めて工事も完成したけれども、ガソリンスタンドの横600万円もかけて使った水門は排水専用ですので、パタランだけで閉じればいいのかにもう一つ工事しないといけないのじゃないかというのが私の質問の趣旨なのです。だからプレゼンやってほしいなというのがまず。説明してほしいというか。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまの再質問にお答えします。

八ツ口橋途中の中間ゲートにつきましては、必要なときに閉まっていたとか、その反対のことになっているという意味ですよね。ですので、そこら辺も含めて検証したいと思いますので宜しくお願いします。

あとそれから、ガソリンスタンド横のその汚水のゲートにつきましては、当時何百万もかけてやったのですけれども、これ都市下水道の施設でありまして、都市下水路のゲートであります。ですので、それはそれなりにその大きさに見合ったゲートでありますので、パタランというのはたぶんないと思います。かなり大きなものでありますので、それはその施設に見合ったゲートが設置されたと認識しております。

あとそのプレゼンであります。そういう細かいところをここでプレゼンしてもなかなか通じないと思いますので、あれば個別に説明したいと思いますので、のちほど宜しくお願いします。

以上です。

（「はい、せっかくの機会だからもう1回」の声あり）

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 部長さん、水門何百万もかけた水門だけれども、八郎瀉干拓したときにつけた水門をそのままつけているわけですよ。それでまず六百何万円というのは私は無駄だと。これは市長にも話したら、早くしゃべってくればよかったのにと、でも発注してあったもの。発注してあったので、その点はせっかくついてちゃんとしてい

るからいいけれども、排水専用だからそれなりのやつ、もう一段内側へパタランでもつけてもらわないと、この前の床上浸水二十数件あったと思うけれどもそういう状況になると思われるので。それから八郎潟ハイツから流れてきてあった水門もさっきから話している。開くべきとき開いていなくて閉じられてあったとかというのは。そういうのがあるので逆流なわけです、完全に。だから、たまに臭いするのでたまに臭いと言われるから開けなければいけないでしょうが、その辺を再検証してほしいという。そのもう一回、実質再検証するかしないかということをはっきりしてください。下水の課長でもいいよ。

○議長（西村 武） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原靖仁） ただいまのご質問にお答えします。

再検証であります。先ほどから再検証しますとお答えしていますので、再検証をしたいと思います。さらにその下水道、そのゲートは下水道事業でつけましたので、下水道の方の担当から説明させますので宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） ほかに田屋地区・槻木ありますので、水系をしっかりと調べてやってください。せっかく課長さんお答えすると言っているからちょっと説明して。下水道課長、説明すると言ったから。

○議長（西村 武） 畠山都市建設課長。

○都市建設課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答え致します。

現在都市建設課長をやっていますけれども、昨年私上下水道課長をやっておりましたときの工事ですので、それについて私の方からお答えしたいと思います。

先ほど佐藤議員の方からもおっしゃられたとおり、こちらでもフラップゲートについての検討は行いました。おっしゃるとおり、ゲートを閉めなければいけないので、自然に閉まった方が一番管理しやすいということで検討したのですけれども、フラップゲートをつけるためには今の構造自体を変える必要があるということと、そのためには、今ある護岸をすべて撤去して新しくつけなければいけないと。そのためには、川を止めて土嚢を積んでやらなければいけないということで、何千万円もかかるという試算になりましたので、フラップゲートをやめて今のゲートを設置したということでございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 保育園の給食問題。これでは私が陳情を受けたというか、話聞い

た中では、米は岩手県産と聞いていますけれど、先ほど秋田県産という説明でした。牛乳は岩手県産と聞いていますけれども。それで、各商店からかなりの量、具体的に当局ではわかっていると思うのですが、各商店がごく少量にしか注文が入らなくなったというような話ですので、地産地消はどうなったのかと。逆に、税金まで岩手に納めているという話でしたので質問に至ったところです。地元産って使っているというのは確認している。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答え致します。

ご指摘のとおり本年度から、食育と給食提供は別なので、今給食提供の方だと思えます。食育については、地元の食材を保育の中で、例えば、ままごと等すべて含めて食育ですのでそれはこちらに一旦置いておいて、地元の業者さんイコール秋田県産だったり潟上市産だったりということで、地産地消とこれもまた別問題となると思うのですがけれどもまたそれも問題を分けて、いわゆる地元の業者さんがご指摘のとおり、昨年と比べるとそういった先ほど答弁させていただいた事情から、地元の業者さんの業者数は減っております。ご指摘のとおりでございます。課題は大きく、繰り返しになりますけれども2点あって、具体的に言いますと、入られる業者さんに検便をしていただかなければならない、これお聞きかもしれませんが。それから一定の規格であったり量であったり、それから年間通じて、今回は納品がいくらだから給食費をこれくらい上げるとかということとはできない、1年間ずっと安定した給食費で運営させていただかなければならないという点があって、そういった業者さんについては、委託になったことで縛りが生じたことについては事実でございます。そういったことで、昨年度丁寧に計画的にご説明させていただくべきところ、説明が遅くなってしまったといった事情がありますので、その点については本当に申し訳なかったなと思えます。この場で改めてお詫びをしたいと思えます。ただ、そういった事情から、安定した食を提供するということがありますので、その中で市内の業者さんにも納めていただいているということをご理解いただきたいと思いますので。

以上でございます。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） かなりの量が減ったということですのでこの辺。同僚の菅原理恵子議員から、南高校も大阪の方が委託を受けているという話が出て、食材関係どうして

いるか聞いてもらったら秋田市内から調達しているということでした。これ南高校だから私はっきりわかりませんが、給食なのか食堂なのかちょっとわかりませんが、食材は市内業者から調達しているという話でしたので。この前テレビを見たら、三種町も食育関係でジュンサイを出したというテレビを見たりして、そのお店の方は言っておりました。よそではみんな地元の商品を使っているのに、潟上なんとなっているのかということでしたので、ひとつこの辺も再検討していただければありがたいと思いますというお願いをしておきます。できるだけ地元を利用してやっていただきたいと思います。商工会の理事としてもお願いしております。

それから、ブルーメッセの件ですがいいですか。

○議長（西村 武） はい、いいですよ、どうぞ。

○10番（佐藤義久） 県より何もなかったというような話しぶりでしたけれども、県の方では、潟上から何の提案もないのでというはっきりブルーメッセへ来て話していったそうです。利用方法について何かしら案があるのかなということまで待っていましたがというような状況で、杭を抜いてそのハウスの跡地は砂利転圧して置いていきましたというような話だったと聞いています。この辺部長さん、お答えがちょっと食い違いがあるように思いましたが。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

あそこのところは、あくまでも県有地でございます。県が潟上市から何もなかったからということではなく、我々も当然今の段階では特にございませんので県には報告しておりません。ですので、今後も県と協議してまいりたいということでございますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 県と協議してったって、こっちから何々に使わせていただきたいというお願いをすればいいと思うのです私は。この辺ちょっと行き違いあるのじゃないですか。だから私、バラの園を作ったら、遊園地を作ったらという提案をしているので、全くブルーメッセの社長が替わった時点で県の方で来てこの話をしていたというので、去年の4月か5月か社長代わったの。もう一つ検討して、市長、陣頭指揮に立って指示してください。

○議長（西村 武） 以上をもちまして佐藤義久議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問はすべて議了致しました。

お諮りします。委員会審査等のため、9月11日から28日までの18日間、本会議を休会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認め、9月11日から9月28日までの18日間、本会議を休会することに決定致しました。

本日の日程はこれですべて議了致しました。よって本日はこれで散会します。

なお、9月29日火曜日、午後1時30分より本会議を再開しますので、ご参集をお願いします。

また、9月14日月曜日、午前10時より予算決算特別委員会を開会しますので、ご参集願います。

本日はどうもご苦勞様でございました。

このあと、議会広報編集特別委員会を開催しますので、委員の皆さんはご参集願います。会場は、常任委員会室3になりますので、よろしくお願い致します。

午後 3時28分 散会